

SHIMANE SHINKIN BANK

REPORT

2020

しまね信用金庫の現況



REPORT 2020

- 02 ごあいさつ
- 03 経営方針
- 04 第5次しましん中期経営計画2018
- 05 トピックス2020
- 07 事業の概況
- 09 社会的責任と地域貢献活動
- 19 事業の運営に関する事項
- 23 主要な事業の内容
- 28 各種サービスのご案内
- 30 各種手数料一覧
- 33 事業の組織
- 39 しましんのあゆみ
- 40 財務資料
- 63 開示項目

ごあいさつ

皆さんには、平素よりしまね信用金庫に対し、格別のご愛顧、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、2020年6月26日開催の理事会におきまして理事長に選任され就任いたしました。引き続き、地域金融機関としての社会的使命を果たし、地域の皆さんに一層の信頼をいただけるよう精進をいたす所存でございます。皆様には、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ここに、皆さんに“しまん”をより親しみを持っていただけるよう、業績の推移、日常の業務活動、コンプライアンス、リスク管理等の内部管理態勢、地域社会との繋がりなどをまとめたディスクロージャー誌「REPORT2020」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2019年度の日本経済は、消費税率引上げの影響はあるものの、雇用・所得環境の改善で緩やかな回復基調にありました。また海外においては、先進国や中国の景気減速に加え、米中通商摩擦の継続による景況感の悪化から多くの新興国でも景気減速が続きました。このことを受け、米国をはじめ各国で金融緩和が行われたことに加え、12月に米中通商協議が部分合意されると、一時的に更なる景況感の悪化は回避されました。しかしながら、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより先行きが見通せない状況となっております。

当地におきましても同様に新型コロナウイルス感染症の影響などから、生産活動や個人消費において厳しい状況が見られます。

そうした中、当金庫におきましては、2018年4月よりスタートしている「第5次しまん中期経営計画2018」の2年目として、「あなたの隣に、いつも“しまん、”」をテーマに掲げ、地域社会の発展に貢献すると共に、地域密着による経営基盤の強化と健全経営に努め、営業基盤の拡充、経営体質の向上、組織力の強化に取組んでまいりました。

金融システムは刻々と進化していますが、『事業者の方の事業拡大や継続のための資金調達を安定的に確保する』という当金庫の創業の目的を全役職員が十分認識し、“Face to Face”的精神を大切にしながら、これまで以上に地域社会、お客様に信頼されるしんきんとなるよう、努力してまいる所存ですので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



しまね信用金庫

理事長 藤原 俊樹

2020年7月



常勤理事

宮崎 健

常務理事

和田守 裕司

理事長

藤原 俊樹

常勤理事

久保田 徹

常勤監事

山田 健嗣

経営方針

地域社会の発展に貢献するとともに、
地域密着により経営基盤の強化、
健全経営に努め、地域から信頼される
信用金庫をめざします。



プロフィール (2020年3月末)

創立	大正13年5月
本店所在地	島根県松江市御手船場町557-4
出資金	418百万円
常勤役員数	120人
預金	102,505百万円
貸出金	64,038百万円
インターネット	http://www.shimane-shinkin.co.jp/
メールアドレス	simasin@mxy.mesh.ne.jp

第5次しましん中期経営計画2018〈骨子〉

【計画期間】2018年4月1日～2021年3月31日

メインテーマ

あなたの隣に、いつも"しましん"

～地域社会、お客様に信頼される信金をめざして～

01

地域経済活性化
への取組強化

地域密着型金融
の徹底

02

営業基盤の
強化

預金残高1,000億円、
貸出金残高600億円
の早期達成

03

収益基盤の
強化

コア業務純益
3億円の達成

04

生産性・
効率性の向上

05

経営基盤の
強化

06

社会貢献の
実施

計数目標

(2020年度)

預金

期末残高…1,020億円
期中平残…1,000億円

貸出金

期末残高…630億円
期中平残…600億円

収益

コア業務純益
360百万円

TOPICS 2020



2019年4月-2020年3月

社會・地域貢獻活動

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 04.10 | ミイダス(株)及びトランビ(株)と業務提携を開始しました。 |
| 05.15 | 特別金利定期預金「祝 令和元年記念定期預金」を発売しました。写真① |
| 10.15 | しましんフリーローン「輝(かがやき)」の取扱いを開始しました。写真② |
| 12.13 | 特別金利定期預金「チュウチュウ定期預金」を発売しました。写真③ |
| 02.20 | しましん通帳レスアプリの取扱いを開始しました。写真④ |
| 03.02 | しましんD an D an カーローンをリニューアルしました。写真⑤ |

- | | |
|-------|---|
| 04.07 | 第7回しましんカップミニバスケットボール大会を開催しました。写真⑥ |
| 05.11 | 松江城・天守閣内の清掃行事に役職員が参加しました。 |
| 05.23 | 不昧公二〇〇年祭記念事業「松江藩ちゃのゆの学校」に寄付金を贈呈しました。写真⑦ |
| 05.24 | 島根県中小企業家同友会と包括的連携協力に関する協定書を締結しました。写真⑧ |
| 05.29 | 「しましん医療技術者養成奨学金」奨学生認定式を執り行いました。写真⑨ |



06.14 「第8回雲南（雲南省・奥出雲町・飯南町）観光・特産品フェア」を当金庫本店前敷地ギャラリーにて開催しました。写真⑩

07.13 「しましんだんの森」の下刈り作業を役職員とその家族で行いました。

07.18 島根県中小企業家同友会と共に開催したセミナーを開催しました。写真⑪

07.24 白湯天満宮神輿渡御に企業宮として参加しました。写真⑫

08.04 松江水郷祭清掃活動に役職員が参加しました。写真⑬

08.31 「しましんお楽しみ講演会」を開催しました。写真⑭

10.24・25 しましんお楽しみ旅行を催行しました。写真⑮

12.07 年金セミナーを開催しました。写真⑯

02.08 「島根スサノオマジック」しまね信用金庫スポンサーとしてゲームを開催しました。写真⑰

通年 他県の信用金庫が企画する団体旅行の出迎えを行いました。

事業の概況

預金・貸出金の状況

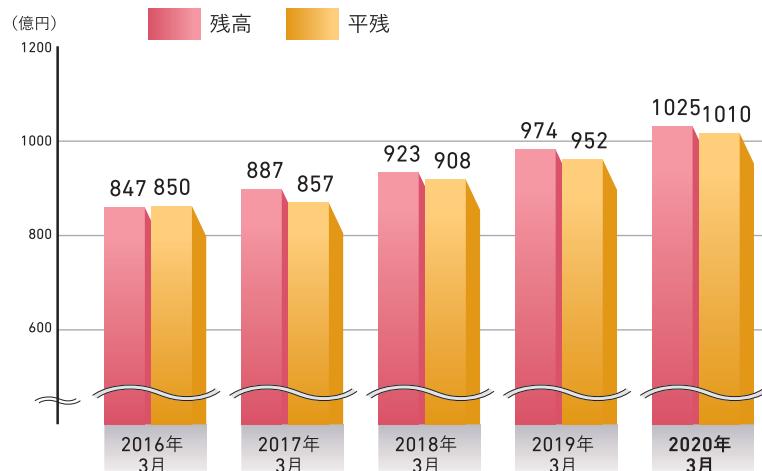
2019年度の業績につきましては、期末預金残高102,505百万円、期末貸出金残高64,038百万円となり、預金・貸出金ともに前期より増加となりました。

● 預金

改元による新時代スタートのタイミングで特別金利定期預金『祝 令和元年記念定期預金』を発売する等、コア預金となる個人預金の増強に努めました。

預金残高
(2020年3月末)

1025億円

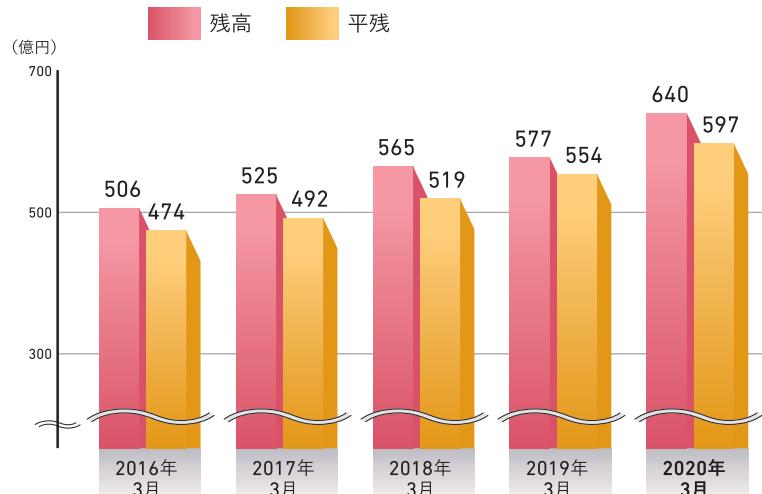


● 融資

多様なニーズに柔軟かつ幅広く対応するため、フリーローン『輝(かがやき)』の発売、住宅ローン『住まいのプレミア』(保証料不要)やカーローン『しましんDanDan カーローン』(保証料不要)の商品リニューアルを行ないました。

貸出金残高
(2020年3月末)

640億円

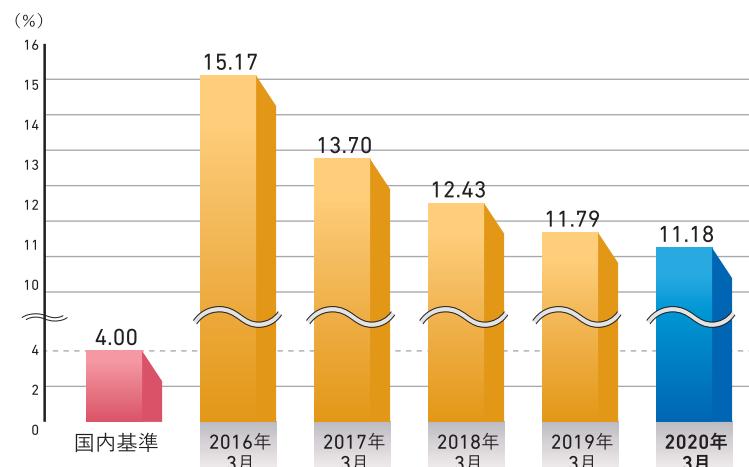


● 自己資本比率の状況

2020年3月期の自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る11.18%となっており、経営の安全性・健全性について高い水準を維持しています。

自己資本比率
(2020年3月末)

11.18%

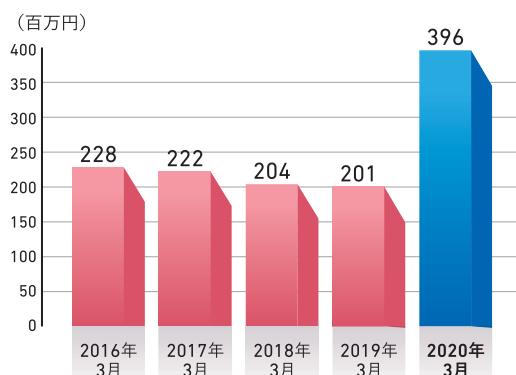


収益の状況

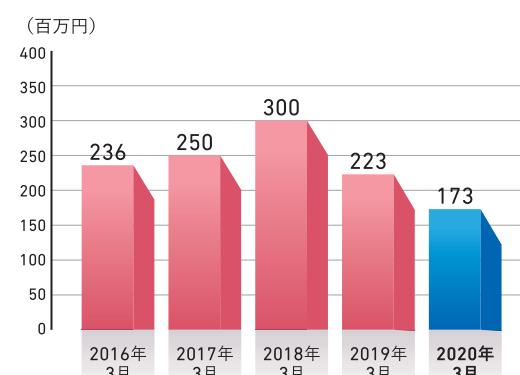
2019年度におきましては、貸出金利息の増加や有価証券利息配当金の増加、また国債等債券売却益の増加により、経常収益は前期比241百万円増加の1,891百万円となりました。一方、費用面では、引き続き経費削減等の取組みは行っているものの、貸倒引当金の積増し等により経常費用は前期比291百万円増加の1,718百万円となりました。

これにより、経常利益では、前期比50百万円減少の173百万円、税引前当期純利益は前期比54百万円減少の167百万円、また当期純利益は前期比64百万円減少の98百万円となり増収減益の決算となりました。

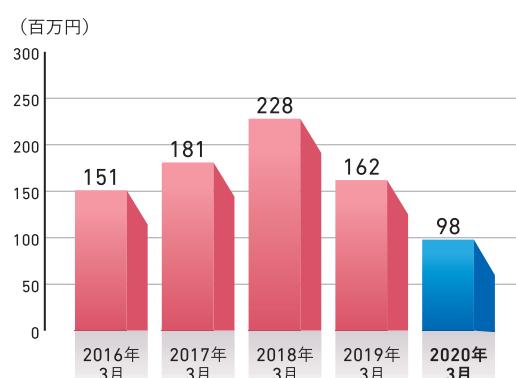
● 業務純益



● 経常利益



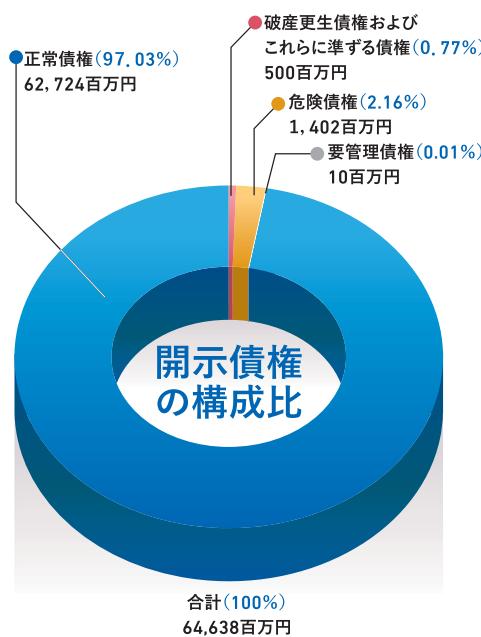
● 当期純利益



● 資産内容の状況

金融再生法に基づく開示債権と保全状況

(単位：百万円)	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	500
危険債権	1,402
要管理債権	10
小計(A)	1,913
正常債権	62,724
合計	64,638
不良債権比率	2.96
(単位：百万円)	
保全額(B)	1,913
貸倒引当金	625
担保・保証等	1,287
保全率(B)/(A)	99.96%



用語解説

破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

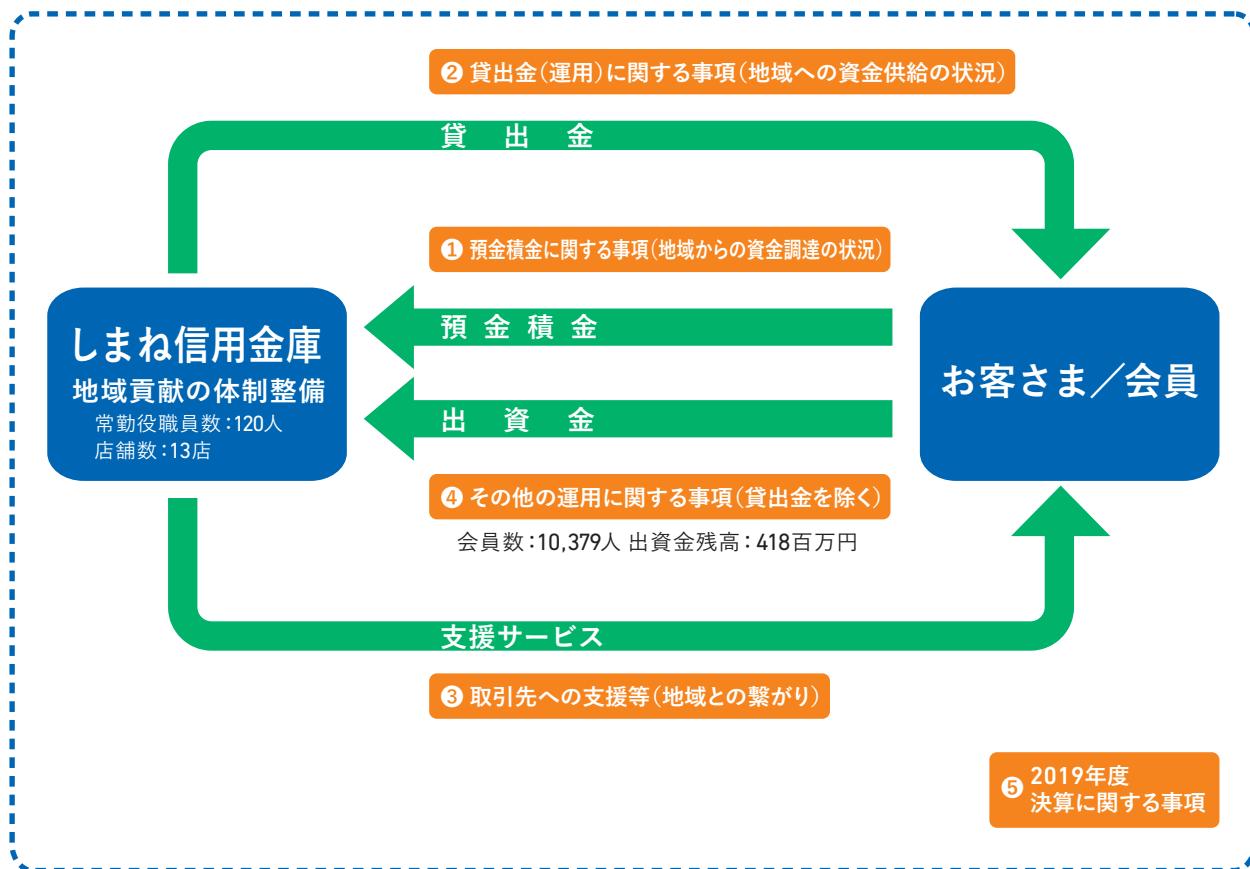
(2020年3月末)

社会的責任と地域貢献活動

● 社会的責任と地域貢献活動

当金庫は、島根県東部を事業地域の中心として、地元の中小企業や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していく相互扶助の理念に基づき、地域の皆様へ金融サービスを提供する地域金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行うことで、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、地域における社会的使命・社会的役割を果たすべく、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

● 取組み状況の概要



① 預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

当金庫では、お客様の大切な財産の運用を安全・確実・気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えております。2019年度の特徴的な商品としては、新元号のスタートを記念して特別金利定期預金「祝 令和元年記念定期預金」の取扱いを致しました。

また、市場金利が極めて低い水準で推移する中、地域のお客様からの運用ニーズに応えるべく、特別金利定期預金「チュウチュウ定期預金」の取扱いを致しました。

なお、その他の商品につきましては、25~26ページをご覧下さい。

預金積金残高【102,505百万円】

② 貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

お客様からお預り致しました預金積金は、お客様の様々なニーズに応え、地域経済活性化のために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地元企業に対し、設備資金に15,990百万円、運転資金に23,384百万円をご融資しております。また、個人のお客様に対しては、住宅ローンに7,183百万円、消費者ローンに2,532百万円をご融資しております。

融資残高【64,038百万円】 預貸率【62.47%】

③ 取引先への支援等(地域との繋がり)

中小企業の支援・育成、また、地域住民の生活向上を図ることが地域社会の再生、活性化につながるものであり、地元取引先企業の経営相談、アドバイス等、支援に心掛け、地域密着型金融※の推進強化に努めています。

地域の企業経営者や後継者の方を対象に昭和44年から「しましん青友会」を雲南地区各店中心に5地区で結成しています。講演会・勉強会・奉仕活動・レクレーション等の活動の他、預金や融資制度もあり、資金繰りの安定化や体質の強化等、地域各企業の発展に貢献しています。宍道支店では、経営者の方を中心に「しましん信交会」を結成し活動しており、昨今の経済状況の中で益々期待が高まっています。

従来、取引先企業の販路拡大等の経営支援や各地域のお客さま組織への対応、また地域ごとのイベント参加やボランティア活動、環境問題への取組み等の地域貢献・社会貢献活動については、各営業店や本部各部が担当するなど、それぞれが独立した活動となっていたことから、これらを組織横断的に担当する専門部署として平成24年7月「地域貢献部」を設立しました。

※地域密着型金融とは……地域金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することによりお客さまに関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことをいいます。

④ その他の運用に関する事項(貸出金を除く)

当金庫はお客様の預金積金を、ご融資による運用の他に、次の通り有価証券による運用も行っております。

*有価証券残高……30,035百万円

預証率【29.3%】

●国 債……… 226百万円	●社 債……… 11,707百万円	●その他……… 13,650百万円
●地方債……… 4,283百万円	●株 式………… 167百万円	

⑤ 2019年度決算に関する事項

国内経済においては、消費税率引上げの影響はあるものの、雇用・所得環境の改善で緩やかな回復基調にありました。また海外においては、先進国や中国の景気減速に加え、米中通商摩擦の継続による景況感の悪化から多くの新興国でも景気減速が続きました。このことを受け、米国をはじめ各国で金融緩和が行われたことに加え、12月に米中通商協議が部分合意されると、一時的に更なる景況感の悪化は回避されました。しかしながら、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより先行きが見通せない状況となっております。

この様な経済状況の中、当金庫は「第5次しましん中期経営計画」の2年目として、『あなたの隣に、いつも“しましん”』～地域社会、お客様に信頼される信金をめざして～をメインテーマに、引き続き全役職員一丸となって営業活動に取り組んでまいりました。

具体的には、預金平残980億円・末残990億円の目標必達に向け、改元による新時代スタートのタイミングで特別金利定期預金『祝 令和元年記念定期預金』の発売や、多様なニーズに柔軟かつ幅広く対応するため、フリーローン『輝(かがやき)』の発売、住宅ローン『住まいのプレミア』(保証料不要)やカーローン『しましんDanDanカーローン』(保証料不要)の商品リニューアルを行いました。2019年度はこのような取り組みを中心に、営業基盤の強化を図りました。

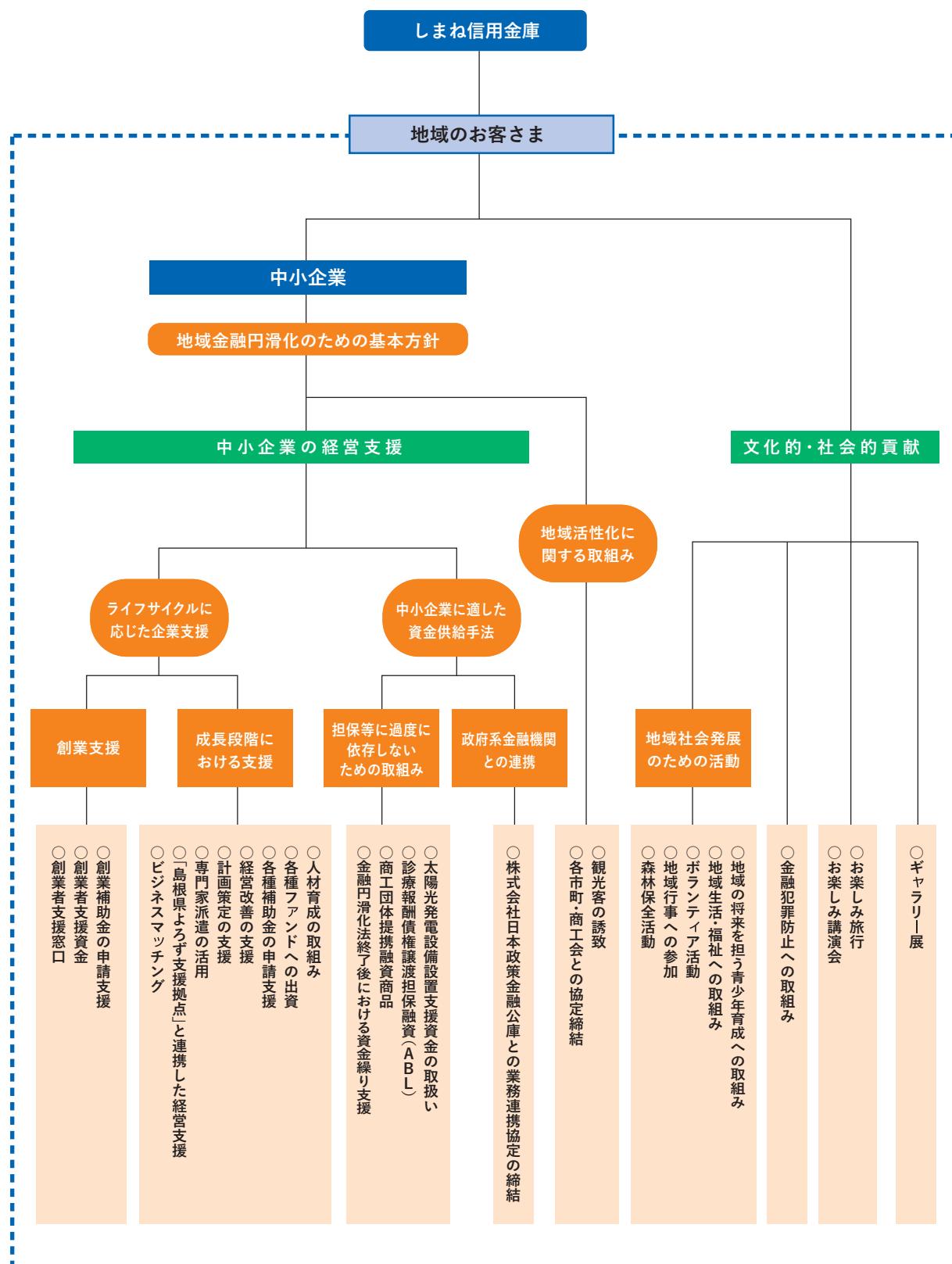
この結果、2019年度の業績につきましては、期末預金残高は、前期比5,071百万円増加の102,505百万円と1,000億円台となり、また期末貸出金残高は前期比6,334百万円増加の64,038百万円となり、預金・貸出金ともに前期より増加となりました。

損益状況につきましては、収益面では、貸出金利息の増加や有価証券利息配当金の増加、また国債等債券売却益の増加により、経常収益は前期比241百万円増加の1,891百万円となりました。一方、費用面では、引続き経費削減等の取組みは行っているものの、貸倒引当金の積増し等により経常費用は前期比291百万円増加の1,718百万円となりました。これにより、経常利益では、前期比50百万円減少の173百万円、税引前当期純利益は前期比54百万円減少の167百万円、また当期純利益は前期比64百万円減少の98百万円となり増収減益の決算となりました。

また、自己資本比率につきましては、前期比0.61ポイント低下の11.18%となりましたが、国内基準の4%を大きく上回り、経営の安全性・健全性を引き維持しております。

※計数は2020年3月末現在

○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み等



地域金融円滑化のための基本方針

しまね信用金庫は、地域とともに歩む協同組織金融機関として、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域社会の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域経済の活性化及び金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

- お客さまや地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積しお客さまに還元するとともに、自治体、商工団体、外部機関との地域の面的再生に向けた検討会議ならびにプロジェクト等への積極的な参画により、地域経済の活性化に取り組みます。
- お客さまのビジネスにおける取引拡大やビジネスパートナー探しなど、ビジネスマッチングによる販路開拓等の支援に積極的に取り組みます。
- お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまがお抱えになっている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組みます。
- お客さまからの貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、口頭でのお申込みも含め、お申込みの内容の記録と保存、受付から回答までの進捗管理を徹底し、迅速な対応に努めます。
- お客さまが他の金融機関、信用保証協会、政府系金融機関等または、住宅金融支援機構とのお取引がある場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまから同意をいただいた上で、当該金融機関等と連携して円滑な資金供給やお借入れの返済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- お取引内容や借入れ条件について、お客さまにご納得とご理解をいただけるよう、丁寧に説明を行うよう努めます。
- お客さまのお申込みにそえない場合は、これまでの取引関係等を踏まえ、その理由についてお客さまにご納得いただけるよう、速やかに具体的、かつ丁寧な説明を行うよう努めます。

【中小企業のお客さま】

- 中小企業者のお客さまからのご融資の申込みなどにおいて、借入れ条件の変更履歴があるというような形式的な事象にとらわれることなく、お客さまの技術力・販売力や成長性・将来性、定性面の評価などを総合的に勘案し、適切な審査を行います。
- 平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」(以下ガイドラインといいます。)の趣旨を尊重し、中小企業者のお客さまからのご融資の申込みなどにおいて、経営者保証を求めない可能性の検討や経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実など経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るよう努めます。
- 中小企業者のお客さまとの間で経営者保証を締結する場合は、「ガイドライン」に基づき、保証契約の必要性や必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることを、また保証債務の履行時は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の資産状況等を勘案した上で、整理の範囲が定められていることについて具体的かつ丁寧な説明を行うよう努めます。
- 保証債務の整理に当たっては、「ガイドライン」の趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)、外部機関(中小企業再生支援協議会等)とも十分連携・協力するよう努めます。
- また、保証金額の設定に当たっては、中小企業者のお客さまの思い切った事業展開や早期事業再生を阻害しないよう、形式的に保証金額と融資額と同額とはせず、保証人の資産や収入の状況、融資額、お客さまの信用状況、物的担保などの設定状況、お客さま及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案するなど適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまの育成・成長につながる新規の融資にあたっては、不動産担保や保証に依存しないABL等やプロパー商品の活用について積極的に取り組みます。
※ABL(アセット・ベースト・レンディング)とは、企業の事業価値を見極めた上で、企業が持っている原材料・仕掛品・商品等の在庫、生産を行うための機械設備等や売掛金債権等の資産を担保として資金を貸し出す仕組みをいいます。
- 中小企業者のお客さまからの借入れ条件変更等の申込みがあった場合には、事業についての改善指導や経営改善計画の策定支援など、きめ細かくご相談に応じます。
- 中小企業者のお客さまの継続的なサポート体制として、定期的に、経営改善計画の進捗状況を検証・確認するとともに、必要に応じて経営改善計画の見直しを助言、支援するなど、コンサルティング機能を発揮し、きめ細かな対応に努めます。
- 中小企業者のお客さまの円滑な資金供給や貸付条件の変更等の申込みにあたっては、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR解決事業者などの外部機関や外部専門家等と緊密に連携し、第三者的な視点や専門的知見・機能を積極的に活用し、中小企業者のお客さまの事業の改善、再生に取り組みます。

【住宅ローンをご利用のお客さま】

- 住宅ローンをご利用されているお客さまからの借入れ条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの生活に支障が生じることのない、無理のないご返済に向けて、お客さまの財産および収入の状況を十分に勘案し、きめ細かくご相談に応じます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

- 当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下の通り必要な態勢整備を図っております。
- 平成21年12月7日から、「金融円滑化相談窓口」を全店に設置し、支店長を金融円滑化対応責任者として配置し、お客さまへのきめ細やかな相談に応じる体制となっています。また金融円滑化に関するメール相談受付を、平成22年2月5日より行っています。
- 理事会等において本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の制定を決議し、金融円滑化管理の適切な実施を図るために、審査担当事を金融円滑化管理責任者としました。
- 理事会等は、事業支援部から定期的に金融円滑化の取組状況について報告を受けることにより、金庫全体で取組状況や問題点を共有し、必要に応じて改善に努めます。
- 金融円滑化管理責任者および顧客説明統括管理責任者、事業支援部は、顧客説明の適切性の検証を定期的に行い、金融円滑化に関する取組が適切に遂行されるよう態勢整備に努めます。
- お客さまの事業価値を見極める能力を向上させるための研修を行います。
- お客さまの利便性向上的ために、お客さまからの金融円滑化に関する苦情相談窓口として、平成22年2月に専用フリーダイヤルを本部(経営企画部)に設置しました。(0120-232-201)
- お客さまの苦情相談の解決やその再発防止のために、所管部(経営企画部)は、苦情相談の内容や対応状況について、速やかに役員及び関係部へ報告し、対応状況を検証するとともに関係部に対し問題解決に向けた取り組みを指示するなど改善に努めます。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平素より地域のための金融機関として地域を大切にし、地域への貢献を重視していくことが協同組織としての信用金庫の使命と考え、これまで以上に地域社会や地元関係機関との連携に努め、預金や融資といった金融サービスだけない信金本来の地域取引先のお役に立つ営業姿勢を貫くことにより、より一層頼りにしていただける存在感のある“しましん”をめざしています。

経営改善支援の所管部署を事業支援部、販路支援やビジネスマッチング、事業承継等の支援の所管部署を地域貢献部とし、中小企業の経営支援にあたっては、当金庫単独の対応ではなく、外部の専門家や外部機関との連携・協力により支援の強化を図っています。

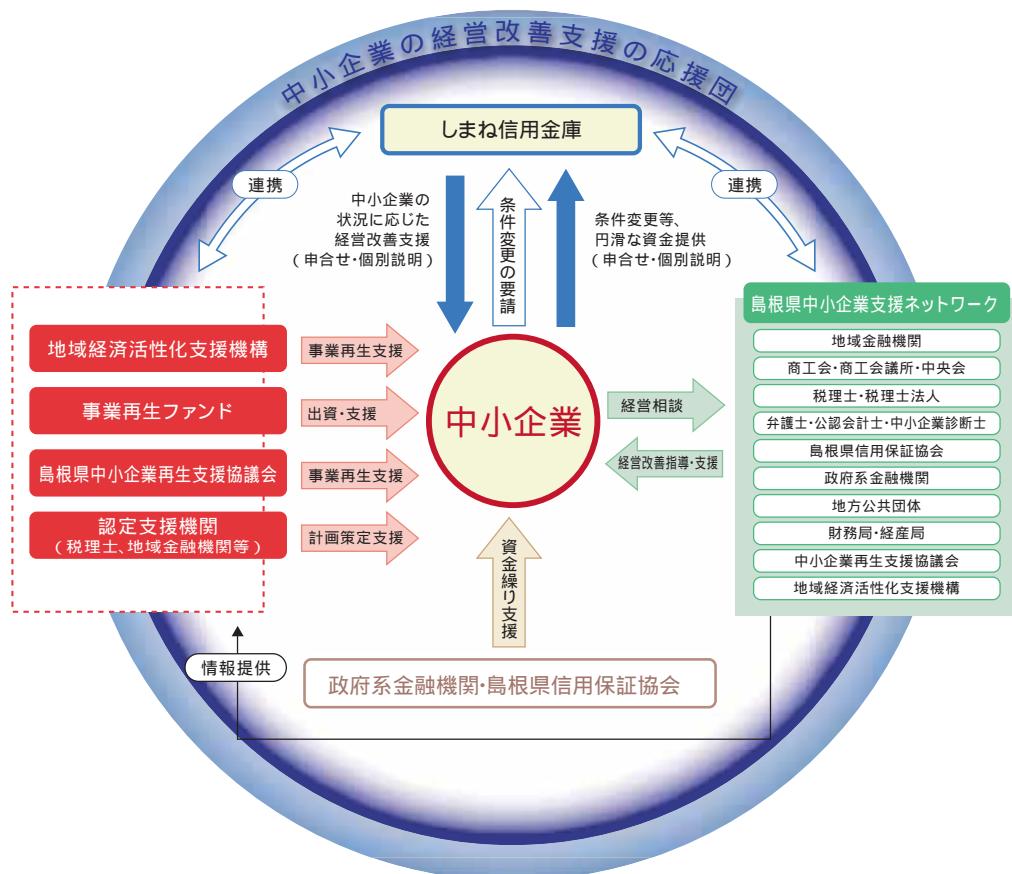
- 中小企業の身近な相談相手となり、経営改善・事業再生に向けた支援や国が行う様々な中小企業支援施策のサポートを行うため、当金庫全店が平成24年11月に中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関に認定されました。各種補助金の申請支援、専門家派遣、国や自治体の実施する中小企業支援施策の活用提案、その他様々な経営課題解決のため、外部機関と連携した支援を行っています。
- 当金庫は、「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(ミラサポ)」において専門家派遣要請が可能な支援機関となっており、中小企業の各種経営課題解決のため、積極的に専門家派遣事業の活用を行っています。
- 平成27年4月に当金庫と企業再建・承継コンサルタント協同組合(CRC)とで業務提携契約を締結し、取引先企業へのコンサルティング機能強化に取組んでいます。
- 平成27年4月に島根県内に本店を置く民間金融機関としては初めて、日本政策金融公庫とCDS(クレジット・デフォルト・スワップの略。)に関する基本契約を締結し、農業者向け無担保・無保証融資の取組みを強化しました。
※CDSとは債務保証に類似した信用リスクを移転するための取引で、当金庫が補償手数料を支払うことで、日本政策金融公庫が個別案件毎に融資金額の8割を限度に補償を行うもの。

- 当金庫が連携する外部専門家、外部機関等

島根県中小企業再生支援協議会、各商工会議所、各商工会、(公財)しまね産業振興財団、島根県信用保証協会、島根県、各市町村、よろず支援拠点、(独)中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構、ごうぎんキャピタル(株)、信金中央金庫、日本政策金融公庫、企業再建・承継コンサルタント(協)、他の地域金融機関、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、ミイダス(株)、(株)トランビ等

敬称略、順不同

中小企業の経営支援に関する態勢整備



◆中小企業の経営支援に関する取組

①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■創業・新規事業開拓の支援

○創業支援窓口の取組み

親身になって相談に応じ、事業の成功をお手伝いできる地域金融機関として、創業・起業を志す方を力強くサポートすることを目的に、平成25年2月から「創業者支援窓口」を全店に開設しています。



○創業者支援資金の取扱い

創業時等に必要な資金の調達を支援し、当地における起業・創業を促進するため、平成25年10月に商工団体、しまね産業振興財団と提携したプロパー商品「しましん創業者支援資金“やらこい!”」を発売しましたが、この商品を更にご利用いただき易くする目的で、平成30年1月に「しましん創業者支援資金“やらこい!”」をリニューアル発売しました。

リニューアルの主な内容は、ご利用金額の上限を500万円から1,000万円に拡大し、その内、500万円を上限に当座貸越を新たに対象融資に追加しました。

【創業者向け融資実績】(2019年度)

	件数	金額(千円)
プロパート	17	162900
保証協会付	34	127000
合計	51	289900

○創業補助金の申請支援

創業補助金にかかる創業計画、申請書類作成について、当金庫が認定支援機関または連携金融機関として申請支援を行っています。また、採択されたものについて補助金受領までのつなぎ融資にも積極的に応じています。

■成長段階における支援や経営改善・事業再生の支援

○ビジネスマッチングの取組み

平成24年9月より、取引先企業の販路拡大、仕入れ・外注先の確保、新たなビジネスパートナー探しの支援をすることを目的に「しましんマッチングサービス」を開始しました。

信金中央金庫を介して、より大きな信用金庫業界のネットワークを利用することで全国への情報発信も可能となっています。

2019年度も積極的に取組をし、78先のビジネスマッチングが成約となりました。その内容としては、販路のマッチング支援や仕入・外注先のマッチング支援だけでなく、他業態との連携支援の事例も多数ありました。

(2019年度)

	先数
マッチング成約数	78

○専門家派遣の活用および外部機関との連携

取引先企業の経営課題解決のため、外部の支援機関等が実施する専門家派遣事業の活用や、外部機関との連携を積極的に行っています。

【専門家派遣の活用】(2019年度)

活用事業名	先数
ビジネス創造等支援事業	1
保証協会「結」	5
その他専門家派遣	1
合計	7

【外部機関との連携】(2019年度)

活用事業名	先数
事業引継支援センター	2
マイダス	48
その他(補助金支援他)	12
合計	62

○計画策定支援の取組み

取引先企業の経営状況に合わせ、事業計画や経営改善計画の策定支援、その後のモニタリング支援に取組んでいます。また、島根県中小企業再生支援協議会との連携による再生計画策定支援にも積極的に取組んでいます。

【再生支援協議会持込実績】(2019年度)

3先

○経営改善支援の取組み

2019年度は経営支援先として29先を選定し、外部機関と連携した多面的な経営支援、経営改善計画の策定支援に取組みました。

【経営支援先の取組状況】(2019年度)

期初債務者区分	先数	うち期末に債務者区分が			経営改善計画 策定先数	
		変化なし	ランクアップ	ランクダウン		
正常先	2	2	0	0	0	
要注意先	うち その他要注意先	24	23	0	1	10
	うち 要管理先	0	0	0	0	0
破綻懸念先	3	3	0	0	1	
合 計	29	28	0	1	11	

○各種補助金の申請支援の取組み

取引先企業の新たな取組みや設備投資に際し補助金の活用をご提案し、外部機関と連携し申請支援に引き続き取組みました。

○各種ファンドへの出資

新産業創出、新分野進出の促進等を目的とする産業活性化ファンドや、地元中小企業の再生を目的とする地域再生ファンド等へ出資し、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の成長や再生を支援しています。

【出資状況】

ファン ド名	出資額
山陰中小企業支援3号ファンド	30百万円
山陰中小企業支援4号ファンド	5百万円
島根産業活性化ファンド	20百万円
島根中小企業未来挑戦ファンド	20百万円

○人材育成の取組み

取引先企業の技術力、販売力、成長性等を的確に評価する「目利き力」の向上、経営改善・事業再生能力向上のための人材育成に積極的に取組んでいます。

【研修参加実績】(2019年度)

研 修 名	受講人数
若手職員のための融資渉外実践講座・融資渉外実践講座	2名
企業再生支援講座	1名
事業所融資開拓講座・目利き力実践研修	2名
女性のための融資基礎講座	1名
決算及び財務分析入門講座・創業支援推進セミナー	2名
融資担当者庫内研修(事業承継研修・融資トレーニー)	延べ36名

② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

■不動産担保・個人保証に過度に依存しない

融資商品の取組み

【不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組実績】(2019年度)

件数	金額
69件	2,153百万円

○金融円滑化法終了後における資金繰り支援

担保や第三者保証人に頼らない「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”」などにより、金融円滑化法終了後における資金繰りを支援しています。

○商工団体提携融資商品の取扱開始

商工団体と連携し、基本的には商工団体が審査して当庫が貸出を行うプロパー商品「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”」を平成24年9月に発売しました。商工団体の推薦により、融資実行までスピーディな対応が可能な商品としています。

○診療報酬債権譲渡担保融資(ABL)の取扱開始

医療、介護事業、調剤薬局等を営む事業者に対し、診療報酬を担保とする当金庫独自のプロパー商品「診療報酬債権譲渡担保融資(ABL)」を平成25年9月に取扱開始しました。

○太陽光発電設備設置支援資金の取扱開始

地域資源を有効に活用できる再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とし、太陽光発電設備の導入を支援するプロパー商品「しましん太陽光発電設備設置支援資金 ソーラーえ～な」の取扱いを平成26年7月に開始しました。発電能力10kW以上50kW未満を対象とした原則無担保の商品となっており、当金庫で収支シミュレーションの作成支援も行っております。

○「しましんアグリローン」の取扱開始

農業者の皆さまの無担保・無保証融資のニーズにお応えするため、日本政策金融公庫の信用補完スキームであるCDS(クレジット・デフォルト・スワップの略。債務保証に類似した信用リスクを移転するための取引で、当金庫が補償手数料を支払うことで、日本政策金融公庫が個別案件毎に融資金額の8割を限度に補償を行うもの。)を活用し、平成27年5月に「しましんアグリローン」の取扱いを開始しました。

■政府系金融機関との連携支援

○株式会社日本政策金融公庫との業務連携支援

平成26年4月に、株式会社日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結しております。業務提携により、相互にノウハウ等を補完・共有し連携することで、島根県内における創業予定者、中小企業者および農林水産業者に対する支援を円滑に行い、地域経済の活性化を図っています。この提携を踏まえた新たな取組として、平成30年1月より『連携創業応援ローン「タッグ』』の取扱を開始しました。これは、「しまね信用金庫」と「日本政策金融公庫」が今まで以上に連携を図り、それぞれの支援メニューを有効活用し、当地の開廃業率の改善の支援を強化するものです。



◆地域の活性化に関する取組状況

■各市町・商工会との協定締結

○各市町・商工会との産業協定締結

雲南市・奥出雲町・飯南町・各商工会と地域振興や産業振興に資する連携協定の一環として、2019年6月の信用金庫の日に合わせ、「第8回雲南(雲南市・奥出雲町・飯南町)観光・特産品フェア」を開催しました。



○観光誘客への取組みについて

他県信用金庫主催の年金受給者を中心とした団体旅行等で島根県にお越し頂いた方々に対し、到着地点でのお出迎えをし、訪れる方々へ感謝の意を表す“おもてなし”を行っています。

その中で、島根県の観光キャラクター「しまねっこ」を招き、お客様に大変喜んでいただくななど、様々な取組に励んでいます。

なお、2019年度においては、県外から多くの方々が島根県を訪れました。



◆経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

2019年度	
新規に無保証で融資した件数	77件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.80%
保証契約を解除した件数	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

文化的・社会的貢献

◆地域社会発展に向けた様々な活動

しましんでは、地域の文化や産業の発展のため、各種行事への参加やボランティア活動、お客さまサポート体制の充実や地域支援を通して、貢献活動を展開しています。

森林保全活動の取組み

CSRの取組みとして「しまね企業参加の森づくり」事業に参画し、平成27年11月に島根県・松江市・松江森林組合と当金庫にて「森林保全活動に関する協定書」を締結しております。「しましんだんの森」と命名した松江市八雲町の荒野にて、平成28年3月には役職員ならびにその家族が植栽活動を実施しました。その後毎年下刈り作業を行い(平成30年は台風の影響により中止)、2019年は7月に多くの役職員や家族により、下刈りを行いました。

荒廃した山の再生を通して、地域の方への日頃の感謝の意を表すとともに、緑の生い茂る森にすべく今後も役職員一同で中・長期的に活動を行います。

地域行事への参加

◎白潟天満宮天神神輿渡御参加

地元松江市で行われる、白潟天満宮天神神輿渡御に企業宮として参加。

地域での存在感と、元気で活気のある「しましん」をPRしました。



白潟天満宮神輿渡御

ボランティア活動参加

地域に密着する信用金庫として、地域への感謝の気持ちを伝えるため、地域貢献活動の一環として、ボランティア活動を行っています。

また、各地域においてもしましん青友会員と共に積極的に清掃活動や地域イベントのボランティアを行っています。

なお、2020年度は新型コロナウィルス感染症の感染拡大を鑑み、中止しました。

お楽しみ講演会開催・お楽しみ旅行の実施

当金庫で、年金をお受け取りいただいているお客様に、様々な特典を提供していますが、その一つに、年1回開催の「お楽しみ講演会」ならびに「お楽しみ旅行」のご案内があります。

2019年度においては、宮川泰夫氏を講師として迎え「お楽しみ講演会」を開催。「お楽しみ旅行」は、京都南座で喜劇「道頓堀ものがたり」の観劇等、大阪・京都を巡るツアーを催行。今回も、多くの方にご参加頂き、お客様の輪が益々広がりました。



お楽しみ講演会

お楽しみ旅行

ギャラリー展

ギャラリーコーナーでは、油絵・水彩画展、押花展、写真展など地域の皆様の作品展を開催しています。



ロビー展

地域生活・福祉への取組み

◎あいサポート資格の取得・あいサポート企業認定、認知症サポート運動

しましんでは、全店舗に「あいサポートー（障がい者サポートー）」、「認知症サポートー」を配置しています。また、しましんは、「あいサポート企業」の認定を受けています。これらの活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会の実現をサポートしてまいります。



認知症サポートキャラバンイメージキャラクター

◎しましん医療技術者養成奨学金制度

当地は医療・福祉に携わる人材不足という課題を抱えており、地域金融機関である当金庫はこの課題解決に何か貢献出来ないかとの思いで、松江市の誘致にて開校し当地にて医療・福祉に携わる人材育成を担っておられる学校法人澤田学園と平成28年3月に「産学連携と協力に関する協定書」を締結し、同年4月に「しましん医療技術者養成奨学金」制度を創設しました。2019年度においても、松江総合医療専門学校の学生5名を奨学生に認定し、5月に奨学金を支給しました。



「しましん医療技術者養成奨学金」奨学生認定式

◎カラーユニバーサルデザイン通帳の取扱い

視力が低下したご高齢のお客さまや色の識別が不自由なお客さまなど、全ての方に見やすい「カラーユニバーサルデザイン通帳」を平成30年4月より取扱っております。



総合口座通帳



普通預金通帳



普通預金ページ

◎お身体の不自由なお客さまや高齢者のお客さま等の利便性等の向上への各種取組み

当金庫では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、次の内容について取組んでおります。

- ◆視覚障がい、またはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまの窓口振込手数料（預金口座からの振込みに限る）をATM振込手数料と同額としております。
- ◆視覚障がい者対応のATMを設置しております（一部ATMを除く）。
- ◆お客さまの利便性の向上を目的としてATM画面のボタン・文字サイズを拡大化しております。（一部ATMを除く）。
- ◆店舗入口への手すり・スロープの設置、点字ブロックの敷設等、バリアフリーを意識した店舗づくりに努めています。
- ◆カウンターや記帳台への杖ホルダーの設置や窓口への老眼鏡の設置を行っております。
- ◆車椅子に乗りながらでも移動ATM車「縁-YUKARI」をご利用いただけるよう、数字入力ボタンを無線化することで、手元での金額・パスワードの入力に対応しております。



第7回しましんカップミニバスケットボール大会

地域の将来を担う青少年育成への取組み

◎しましんカップミニバスケットボール大会の開催

スポーツを通して、地域の子供たちの体力と技術の向上を図るとともに、交流の輪を広げ社会性を培うことを目的に、2019年4月に「第7回しましんカップミニバスケットボール大会」を開催しました。

金融犯罪防止への取組み

◎島根県、島根県警と連携した特殊詐欺被害防止への取組み

平成27年9月に島根県ならびに島根県警と締結した「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する協定」に基づく特殊詐欺被害防止対策として、平成27年10月より70歳以上の方の窓口での100万円超の現金出金・振込み取引は、資金使途の確認に加えて「自己宛小切手」の利用を勧奨することとしております。

◎高齢のお客さまのATM振込制限の実施

平成29年5月より、還付金詐欺等の被害防止を目的として、70歳以上でかつ過去1年間にATM振込の利用実績がない個人のお客さまを対象として、ATM振込制限（ATMを利用した振込みを不可とする）を実施しております。

◎特殊詐欺防止のための啓発活動

「お楽しみ講演会」にお集まりのお客さまを対象として「特殊詐欺防止寸劇」講演を開催しております。

事業の運営に関する事項

リスク管理の基本的な考え方

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。

こうしたリスクを適切に管理することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。

当金庫では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の確立に努めています。

◆信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息が取立て不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を構築しています。

また、内部研修実施や外部研修への受講生派遣、本部による本支店の臨店指導及び本支店職員の審査トレーニー制度の実施など、貸出審査能力の向上を図っています。

◆市場リスク

市場リスクとは、金利、株価、為替などの市況変動により保有資産・負債の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、このリスクの把握に努め、過度のリスクにならないよう資産・負債のバランスについてはALMシステムを活用し、金利予測・金利感応度分析を行っております。

有価証券についてもポートフォリオにおける市場リスクの計量把握に努め、適正で効率的な運用を目指しております。

◆流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり通常より著しく不利な価格での取引から損失を被る市場流動性リスクと、資金繰りがつかなくなる場合や著しい高金利での資金調達から損失を被る資金繰りリスクのことです。

*リスク管理体制



● 内部管理基本方針

しまね信用金庫(以下、「当金庫」という。)は、以下のとおり、当金庫の業務の適正を確保するための体制を整備しています。

- 理事及び職員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- 監事への報告に関する体制
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

● お客様への対応

金融ADR制度

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は37～38ページ参照)または経営企画部(電話:0852-23-5505)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部にお尋ねください。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)【抜粋】

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守すると共にその継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

そのため、個人情報の機密性・正確性の確保に努め、個人情報の適切な保護と利用に関する取組み方針(プライバシーポリシー)を制定し、公表しています。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収、勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利

用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があつた場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

顧客保護等管理方針

- 当金庫は、お客さまの利益の保護や利便性の向上を図るため、法令やルールを守り、社会規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を営むよう努めてまいります。
- 当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 当金庫は、お客さまからのご相談や苦情については、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努め、お客さまの視点に立った業務のあり方を検討し改善に努めます。
- 当金庫は、お客さまに関する情報を法令等に従って適切に取得し、正確に保つよう努めるとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 当金庫は、お客さまとの取引に関連して当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合は、その業務を適切に遂行できる能力を有する者に委託先を限定するとともに、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めています。

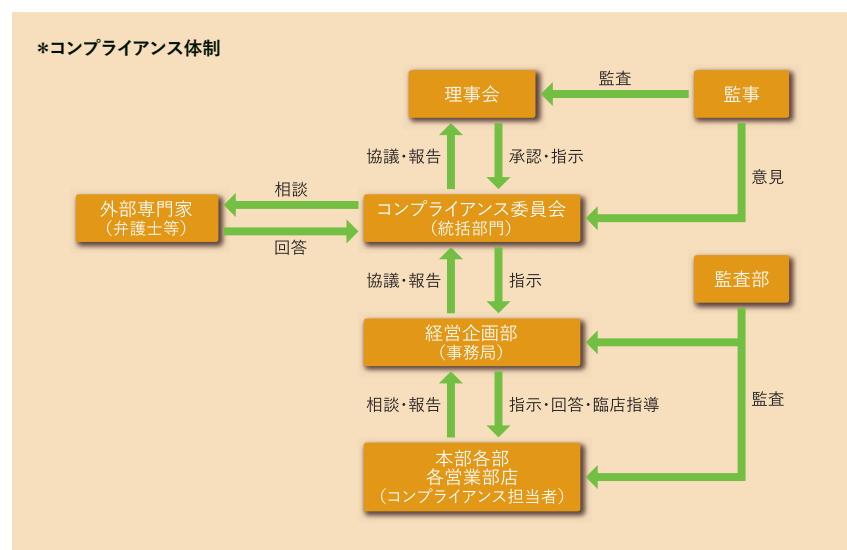
※本方針の「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方および今後取引を検討されている方」を意味します。

※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引」を意味します。

● 法令遵守への対応

法令遵守の基本的な考え方・コンプライアンス要綱

- 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- 法令やルールの厳格な遵守
- 地域社会とのコミュニケーション
- 従業員の人権の尊重等
- 環境問題への取組み
- 社会貢献活動への取組み
- 反社会的勢力との関係遮断



反社会的勢力に対する基本方針

私どもしまね信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

サイバーセキュリティ取組方針

しまね信用金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が経営上の最重要課題の一つと位置づけ、かかる課題に応えるためにサイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクが経営上重大なリスクであるとの認識の下、自らリーダーシップを發揮し、サイバー攻撃のリスクの把握と低減・回避のための計画策定などの対策を推進するとともに、事業継続性の確保やサイバー攻撃対策の向上が将来の事業活動・成長に必要なものと位置づけてセキュリティ投資を行います。

2. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携に努め、お客さまや関係官庁・組織・団体等関係者との信頼関係を醸成し、認識するリスクとそれに応じた取り組みの情報開示に努め、関係者との適切なコミュニケーションを確保してまいります。

3. インシデント発生時にも関係者とのコミュニケーションが円滑に進むよう、復旧に向けた手順・マニュアルの整備を行うとともに訓練・演習の実施等復旧対応体制の整備に努め、人材の育成に取り組みます。

4. 当金庫のサイバーセキュリティ対策にとどまらず、業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。また、新たなシステムやサービスの開発時にセキュリティ対策を実施し、お客さまが安心・安全にご利用いただけるサービスを提供します。

主要な事業の内容

● 業務内容のご紹介

協同組織の地域金融機関である“しまね信用金庫”は、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融、情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しています。

また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品性・サービス内容の充実に努めるとともに、ITを活用した金融サービスとしてメディアバンキング（インターネットバンキング、モバイルバンキング）により金融チャネルの多様化やライフスタイルの変化に対応しています。

● 預金業務

当金庫では、豊富な預金商品を用意し、地域の皆様方の資金づくりのお手伝いをしています。

お客様のニーズにお応えするため、退職金専用金利上乗せ定期預金「しましんセカンドステージ」や特別金利定期預金「祝 令和元年記念定期預金」、「チュウチュウ定期預金」を取り扱うなど新商品の開発やサービスの充実に努力しています。



● 融資業務

当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう、小口多数取引に徹するとともに、当金庫ならではの数多くの商品、サービスをご用意しています。

中小企業の皆様の資金ニーズにお応えするよう、一般のご融資はもとより、県、市町村の有利な「各種制度融資」、当座貸越もご利用頂ける創業者支援資金「やらこい！」、各商工会との提携商品である「しましん企業活性化支援資金リレーション“絆”」、農業経営に必要な資金にご利用頂ける「しましんアグリローン（日本政策金融公庫CDS付）」、太陽光発電設備設置資金「ソーラーえ～な」など、低利で良質な事業資金を用意しています。

また、住宅資金として2019年6月に保証料不要の2段階固定金利型プロパー住宅ローン「住まいのプレミア」の取扱いを開始するとともに、3年・5年・10年・15年の「固定金利期間選択型」、お借り入れ時に返済終了までの返済額が確定し計画的な返済を行うことができる「全期間固定金利型」、当初～10年目の金利と11年目以降の金利が変動する全期間固定金利の「2段階固定金利型」のいずれも選択いただけ、最長35年までご利用いただける住宅ローン「住まいのいちばんネクストV」をはじめとする住宅ローンを引き続きご提供しています。

その他には、「社員応援プラン」契約をいただいた企業にお勤めの方限定の「社員応援ローン」、自動車または自動二輪の購入資金等にご利用いただける「しましんDanDanカーローン」、2019年10月に取扱いを開始した1,000万円まで借換資金をはじめ、様々な用途にご利用いただける「しましんフリーローン輝」、500万円を限度として、事業資金を含むさまざまな資金使途にご利用頂けるフリーローン「しましんサポートローン」、金融機関、信販・クレジット、消費者金融等の借換え資金としてご利用いただける「おまとめローン『助っ人くん』」、大学、専修学校の受験費用や生活費を含めた就学中の教育資金等に

ご利用いただける教育ローンとして、「希望(カード型・保証料不要)」「出発」、便利にご利用いただけるカードローン「きゃっする500」「レディースきゃっする」「しましんカードローン」「スーパーベスト1000」、女性の方に自由に使っていただける個人ローン「レディースパートナー100」など健康で文化的な生活を営むために必要な各種資金の提供を通じて、地域の皆様の豊かな家庭生活実現のお役に立つべく努力しています。



● 為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取扱いを行っており、数多くのお客様にご利用いただいています。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ正確に取り扱っています。

外国為替の取扱いに関しては、外貨両替、外国送金、旅行小切手(T/C)の買取等のサービスを、信金中央金庫等の機能も利用する形で皆様にご利用いただいている。

● その他の業務

当金庫では、個人向け国債・投資信託の販売等の登録金融機関業務や、日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の融資を取り扱っております。また、終身保険、医療保険、がん保険、標準傷害保険、年金受給者専用団体傷害保険、住宅関連長期火災保険、住宅関連の債務返済支援保険などの窓口販売業務、でんさいサービス、マルチペイメントネットワークの取扱いや外貨宅配サービス及びスポーツ振興くじ(toto)の払戻し業務等、お客様のニーズに合わせ積極的に対応させていただいております。



■ 預金業務

種類	特色	期間	預入金額
普通預金	しましんの全営業店で出し入れでき、大変便利です。	お出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金 (無利息型)	全額が預金保険制度で保護されます。現在ご利用中の普通預金から変更することも可能です(口座番号はそのまま、給与・年金の受取や公共料金等自動振替の変更手続きも必要ありません)。	お出し入れ自由	1円以上
総合口座	お利息の有利な定期預金により《貯める》、給与・年金等の自動振込により《受け取る》、公共料金等を《支払う》、自動融資により《借りる》という4つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。	—————	—————
普通預金	給与・年金等のお受け取り、公共料金等の自動支払など暮らしのおサイフ代わりにご利用下さい。	お出し入れ自由	1円以上
定期預金	大口定期、スーパー定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金のお取扱いができます。また、お書き替えの手間がかからない自動継続扱いができますので、大変便利です。	<p>【大口定期預金】 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年</p> <p>【スーパー定期預金】 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年</p> <p>【期日指定定期預金】 最長3年(据置期間1年) 300万円未満</p> <p>【変動金利定期預金】 1年、2年、3年</p>	<p>1千万円以上</p> <p>1,000円以上</p> <p>1,000円以上 300万円未満</p> <p>1,000円以上</p>
自動融資	大口定期、スーパー定期、期日指定定期預金、変動金利定期預金のお預け入れ額の90%・最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。	—————	—————
貯蓄預金	いつでも出し入れでき、普通預金より高利回りです。個人の方だけご利用になれ、利率は残高が多くなるほど有利となります。但し、給与・年金等の受取口座や公共料金等の自動支払はできません。なお、基準残高を下回った場合は普通預金利率となります。	—————	1円以上
当座預金	小切手、手形をご利用いただける預金です。信用ある「しましん」の小切手は安全・便利でお客様の信用にもプラスになります。	お出し入れ自由	1円以上
通知預金	7日以上お預けいただき、お引き出しの2日前にご通知していただく預金で、大口通知預金の余裕資金を短期間に運用いただくのに有利な預金です。	7日以上	1,000円以上
納税準備預金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典納税準備預金があります。	お引き出しは納税時	1円以上
大口定期	金融市場の金利動向等を考慮して金利が設定される自由金利型定期預金です。大口定期お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上5年以内	1千万円以上
スーパー定期	最低お預け入れ金額が1,000円と、幅広いお客様にご利用いただける自由金利型定期預金です。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利で増える、お利息の有利な自由金利型定期預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、据置期間1年経過後は、いつでも必要な額だけお引き出しができます。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	最長3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
変定期預金	預入期間中6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利の定期預金です。お書き替えの手間がかからない便利な自動継続扱いもございます。	定型方式(1年・2年・3年) と満期日指定方式(1年 超3年未満)があります。	1,000円以上
定期積金	旅行、結婚、教育等豊かなプランの実現のため、毎月一定額を積み立て、大きく貯める預金で、目標の期間にまとまった金額がお手許に入ります。計画貯蓄には最も便利な預金です。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
財形期日指定定期預金	勤労者の生活設計のため給与・賞与から天引きし、定期的に預けいただける預金です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	勤労者が退職後の豊かな生活を送るために財産づくりに最適で、財形住宅預金と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用いただける大変有利な預金です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヶ月～5年以内 受取期間 5年～20年以内	1,000円以上
財形住宅預金	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金を積み立てることを目的とした預金で、財形年金預金と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用いただける大変有利な預金です。	積立期間 5年以上	1,000円以上
積定期預金	ご都合のよい時に1,000円以上いくらでもご自由に積み立てられますので、お気軽に貯蓄が楽しめます。	積立期間の定めのない 自由型と満期日を設定 するタイプがあります。	1,000円以上
金利上乗せ定期預金「健勝」	当金庫で公的年金をお受け取りの方、お受け取りを指定された方、または当金庫で年金のお受け取りをご予約いただいた方に、対象であるスーパー定期に金利を上乗せする定期預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 500万円以内
退職金専用定期預金 「セカンドステージ」	当金庫に退職金をお預け入れいただいた方に、金利を上乗せする定期預金です。さらに、300万円以上お預け入れの方には、粗品を進呈致します。	1年・3年	100万円以上
ゆうゆう定期	所定の年金・手当等を当金庫でお受け取りの方を対象に、スーパー定期の1年・2年ものの金利を優遇する定期預金です。	1年・2年	300万円以内

誕生月限定「金利上乗せ定期預金」(年金受給者のみ)	当金庫で公的年金をお受け取りの方で、預入日が誕生日の属する月である場合に、スーパー定期に金利を上乗せする定期預金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000円以上 100万円以内
相続定期預金	個人(個人事業主の方を含む)の方で、金融機関(当金庫以外の金融機関も含みます)での相続手続き完了後、1年内に相続により取得した金額を原資としてお預けいただける場合に、スーパー定期・大口定期預金金利を上乗せする定期預金です。	1年、3年、5年	1,000円以上
後見支援預金	被後見人の方を対象とした普通預金口座で、お取引(口座開設・入金・出金等)をされる際に、家庭裁判所の指示書が必要である事から、後見人による不正な取引を防止できる預金です。	お出し入れ自由	1円以上

(2020年6月30日現在)

■融資業務

《事業者向けローン》

種類	特色	融資金額	期間
一般のご融資	手形割引 … 一般商業手形の割引を致します。 手形貸付 … 仕入資金等短期運転資金をご融資致します。 証書貸付 … 設備資金等長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越 … 一定限度額内で時期、金額を問わずお借入・ご返済ができます。	_____	_____
サポートローン	個人消費資金、他社ローン借換資金、また事業性資金等、ご自由にご利用いただけます。株クレディゼンの保証をお受けいただきます。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
事業者カードローン	信用保証協会の保証により、必要な資金をいつでも簡単なお手続きでご利用いただける大変便利なローンです。	2,000万円以内	2年以内 更新も可能です
各種制度融資	島根県・各市町村の有利な制度融資をお取り扱い致しております。 制度融資は是非「しましん」にご用命下さい。	_____	_____
代理業務	信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構のご融資のお取り扱いは「しましん」の窓口をご利用下さい。	_____	_____
しましん創業者支援資金「やらこい！」	創業～成長段階の支援、新たな事業展開・課題解決のための支援、経営改善支援等、様々な側面からのサポートが可能です。500万円まで当座貸越もご利用頂けます。	1,000万円以内 但し、当座貸越極度額は500万円以内	当座貸越:1年 手形貸付:1年以内 証書貸付/運転資金:7年以内 設備資金:10年以内
しましん企業活性化支援資金「リレーション“絆”」	担保・第三者保証人を必要としないローンです。	500万円以内	5年以内
しましん企業活性化支援資金「リレーション“絆”」	当金庫と提携先商工団体との提携商品です。本商品は担保・第三者保証人を必要としないローンです。	500万円以内	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内
しましん太陽光発電設備設置支援資金「ソーラーえ～な」	太陽光発電設備導入資金にご利用いただけます。 当庫での収支シミュレーションも可能ですのでお気軽にご相談ください。	3,000万円以内	20年以内
しましんアグリローン	農業の経営に必要な資金にご利用いただけます。 当金庫と日本政策金融公庫との提携商品です。	5,000万円以内	1年以上7年以内

(2020年6月30日現在)

《消費者ローン》

社員応援ローン	「社員応援プラン」契約企業にお勤めの方限定のローン商品です。お使いみちにより「カーローン」「リフォームローン」「教育ローン」「フリーローン」の4種類があります。	4種類合計で500百万円以内	10年以内
住宅ローン	マイホームのご購入や新築等、豊かな暮らしの実現にお役に立つ「しましん」の住宅ローンをご利用下さい。なお、固定金利期間選択型、変動金利型、全期間固定金利型、2段階固定金利型がございます。	1億円以内	35年以内
リフォームプラン	お住まいの設備及び家屋の修繕費用にご利用いただけます。 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	1,000万円以内	15年以内
個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	500万円以内	10年以内
カーライフプラン	乗用車の購入、残債借換資金、車検費用、免許取得費用等にご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	1,000万円以内	10年以内
カーライフプラン・エコ	エコカーの購入等の資金にご利用いただけます。 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	1,000万円以内	10年以内
マイカーローン	乗用車・自動二輪車の購入、車検費用、免許取得費用等にご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。	10万円以上 300万円以内	7年以内
教育プラン	大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等のお支払いにご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	1,000万円以内	16年以内
教育ローン「出発」	大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等のお支払いにご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。	100万円以上 500万円以内 ※100万円単位	所定の就学期間 +分割返済期間(※) ※卒業後10年以内

教 育 ロ ー ン 「 希 望 」	高校・大学・専修学校等の受験費用や就学中の教育資金等ご利用いただけ、保証人・保証料はともに不要のローンです。	極度額100万円以上 500万円以内 ※高校在学時は300万円以内とします。	所定の就学期間 +分割返済期間(※) ※卒業後10年以内
子育て応援プラン	出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金をご利用いただけます。 子育て応援プラン 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	100万円以内	10年以内
カ ー ド ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	極度額50万円以内	2年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「きゃっする500」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。信金ギャランティ(株)の保証をお受けいただきます。	極度額500万円以内	3年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「レディースきゃっする」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。信金ギャランティ(株)の保証をお受けいただきます。なお、対象を女性の方に限定しています。	50万円以内	3年 更新も可能です
カ ー ド ロ ー ン 「スーパーベスト1000」	ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。(株)オリエントコーポレーションの保証をお受けいただきます。	極度額 1,000万円以内	3年 更新も可能です
サ ポ ー ト ロ ー ン	個人消費資金、他社ローン借換資金、また事業性資金等、ご自由にご利用いただけます。(株)クレディゼンの保証をお受けいただきます。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
フ リ ー ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。 山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。	10万円以上 300万円以内	6ヶ月以上 7年以内
福 祉 プ ラ ン	在宅介護を要する高齢者や心身障害者の方の日常生活上の便宜を図るための機器の購入・設置費用としてご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	10万円以上 500万円以内	10年以内
D a n D a n カ ー ド ロ ー ン	自家用自動車や自家用二輪の購入資金ならびに、他社ローン借換資金にご利用いただけ、保証人・保証料はともに不要のローンです。	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
おまとめローン 「助っ人くん」	金融機関、信販・クレジット、消費者金融等の借換え資金としてご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。	300万円以内	15年以内 200万円以内の場合10年以内
し ま し し ん 「レディーゴー」	ご自由(借換資金・事業性資金除く)にご利用いただけます。なお、対象を女性の方に限定しています。	10万円以上 200万円以内	5年以内
しましんレディースローン 「レディースパートナー100」	【目的別プラン】資金使途が確認書類により確認が取れる資金(借換資金・事業性資金除く)ご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。なお、対象を女性の方に限定しています。 【フリープラン】ご自由(事業性資金除く)にご利用いただけます。山陰信販(株)の保証をお受けいただきます。なお、対象を女性の方に限定しています。	10万円以上 100万円以内 ※専業主婦の方の場合 は、30万円以内とします。	5年以内
シニアライフローン	当金庫で公的年金を受け取っておられる満60歳以上の方を対象としたローンです。健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。一般社団法人しんきん保証基金の保証をお受けいただきます。	100万円以内	10年以内
しましんフリーローン 「輝(かがやき)」	借換資金をはじめ、ご自由(事業性資金を除く)にご利用いただけます。 オリックス・クレジット(株)の保証をお受けいただきます。	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内

※当金庫の商品には、お客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になったりする商品もございます。ご利用に当りましては、当金庫の窓口や渉外係にこれらの商品に関するご質問を何なりとお申し出下さい。お客様にご納得いただけるまで説明させていただきます。

(2020年6月30日現在)

■ 為替・外貨の取扱い業務

種 類	内 容	
内 国 為 替	送 金・振 込	当金庫の本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。 また、ATM(現金自動預払機)でのお振込(キャッシュカードのみ)もお取扱できます。
	代 金 取 立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	外国送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	
外 貨 両 替	主要外国通貨の両替をいたします。	

(2020年6月30日現在)

■ 証券業務

種 類	内 容
国 債	個人向け国債等の販売を行っています。
投 資 信 託	投資信託の販売を行っています。

(2020年6月30日現在)

■ 保険商品の窓口販売業務

種 類	内 容
損 害 保 險 商 品	住宅ローンをご利用いただく方に対して「火災保険」および「債務返済支援保険」をご案内しております。また、ケガに備える手段として「標準傷害保険」ならびに当金庫で年金をお受取りの方に「普通傷害保険」をご案内しております。
生 命 保 險 商 品	万一への備えとして「終身保険」を、病気やケガに備える手段として「医療保険」「がん保険」をご案内しております。

(2020年6月30日現在)

各種サービスのご案内

種類	内容
しましんマッチングサービス	金庫のネットワークを介して、企業経営者さまの販路拡大、仕入・外注先、新たなビジネスパートナー探しをお手伝い致します。
しましん暮らしのサポートセンター	皆様の日常生活における、あらゆる悩みや相談をお聞きし、困りごとの解決に向けてサポートしていく窓口です。お気軽になんでもご相談ください。
創業者支援窓口	創業・起業準備に関する事業計画書作成のアドバイス、資金調達(お借錢)などの相談に無料でお答えします。
しましんM&Aサービス	企業ニーズをとりまとめ、信金キャピタル株式会社と株式会社日本M&Aセンターが全国の情報をもとに、M&Aの相手先を選び、売り手と買い手の結びつけをする役割を担います。
公共料金等自動支払い	NHK、電気、ガス、水道、電話料金の5大公共料金をはじめ、国税、地方税、保険料、学費、各種クレジット、割賦代金などをご指定の口座から自動支払いたします。
年金自動受取	一度のお手続きで、国民・厚生・共済・労災の年金が、お客様のご指定の預金口座へ振り込まれます。年金お受け取りの方を対象とした金利上乗せ商品もご用意しております。
年金お受取りご予約サービス	将来公的年金を受給される満55歳以上のお客さまを対象に、金利上乗せ定期預金のご案内、裁定請求手続きのサポートをさせていただきます。また、本サービスにお申込のお客さまには、もれなく「重要書類ファイル」を進呈いたします。
配当金の自動受取	銀行振込指定制度を採用している会社の配当金が、毎期自動的に振り込まれます。受け取り手続きのわざわしさや、期日忘れの心配がありません。
給与振込	毎月の給料やボーナスが、お客様のご指定の預金口座に直接振り込まれます。全国の信用金庫・銀行・郵便局およびMICS加盟の提携金融機関のキャッシュサービスコーナーで当日の朝から引き出せますので、安全でたいへん便利です。
しましんDanDanカード(VISA一体型)	「キャッシュカード」と「クレジットカード」を1枚のカードにまとめた便利で頼れるカードです。ATM利用手数料が無料になるなどの様々な特典があります。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードをそのまま使って、お買い物やご飲食のご利用代金をお客さまの口座から即時に決済できる便利なサービスです。
しんきんゼロネットサービス	全国どこの信用金庫キャッシュコーナーをご利用されても、平日8:45から18:00までの入出金、土曜日9:00から14:00までの出金は無料でご利用頂けます(一部の信用金庫を除く)。
さんいんネットサービス(SNS)	山陰合同銀行と、島根県・鳥取県6つの信用金庫のCD・ATM利用手数料を相互に無料化するサービスです。
信用金庫間でのATMによる通帳記帳相互サービス	島根県・鳥取県6つの信用金庫をはじめとする全国各地の提携信用金庫のATMで、相互に通帳の記帳ができる便利なサービスです。
ATM時間外手数料無料化サービス	しましんDanDanカードをご契約のお客さま及び、当金庫で3万円以上の給与振込をご指定のお客さまが当金庫のATM利用時の時間外手数料を無料とします。
ファームバンキング	パソコン、携帯電話、スマートフォン、ファクシミリ、多機能電話機、ファームバンキング専用端末を使用し、残高照会や預金口座間の資金移動などを行うことができるサービスです。
ホームページバンキング インターネットネットバンキング アーンサー	インターネットバンキング

種類	内容
でんさいサービス	中小企業の資金調達の円滑化を図るための新しい支払手段です。インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関(でんさいネット)の記録原簿へ電子記録をすることで、安心・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができるサービスです。
しんきんコンビニ 収納サービス	企業さまの販売代金等を、企業さまに代わって全国の主要なコンビニ店舗でお客様から収納し、その代金を企業さまの口座に入金するサービスです。お客様は24時間365日いつでもお支払いが可能となり利便性が向上します。また、企業さまは集金コスト等の削減や事務作業の軽減が図れます。
A T M 振込	お振り込みが、当金庫のキャッシュカード1枚ですばやくできます。振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得です。
為替自動振込	毎月決まった先への振り込みを自動的に行います。仕送り、月謝、家賃、地代などのお振り込みに便利です。
夜間金庫	売上代金などを金庫の営業時間外でも安全にお預かりします。
キャッシュング	JCB・VISAはじめ金融機関系・流通信販系などのクレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
税務相談	毎月第2・4木曜日に税理士による税金関係の相談会を無料で実施しております。
スポーツ振興くじ(toto)	スポーツ振興くじ(toto)の当せん金が、本店・母衣町・出雲・安来・宍道支店の窓口でお受け取りになれます。
株式の払い込み	会社設立や増資の株式払込金の受け入れと、保管金の証明書を発行しております。
両替	お手持ちの円を、外国通貨へ、また外国通貨を円に両替するお取扱いをしております。
マルチペイメントネットワーク	公共料金や税金、航空券やクレジット、インターネットショッピングなど様々な料金を、店頭まで足を運ばなくても、パソコンから支払いを済ませることができるサービスです。
「LINE」による 情報配信サービス	スマートフォンアプリ「LINE」における当金庫の「LINE@」アカウントに友だち登録をしていただいた方に、キャンペーン情報や商品情報を配信するサービスです。
通帳レスアプリ	いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンで確認できる便利なアプリです。

(2020年6月30日現在)

各種手数料一覧

1. 振込手数料(1件につき)

	振込金額	資金(※1)	窓口振込(※2)(※3)		ATM		自動振込	
			会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
当金庫宛	同一店内	3万円未満	現金	550円	550円	一	一	一
			振替	110円	220円	無料	無料	55円
	他店宛	3万円以上	現金	550円	550円	一	一	一
			振替	330円	440円	無料	無料	110円
他金融機関宛	3万円未満		現金	550円	550円	一	一	一
			振替	220円	220円	無料	無料	55円
	3万円以上		現金	550円	550円	一	一	一
			振替	440円	440円	無料	無料	110円
	3万円未満		現金	1,100円	1,100円	一	一	一
			振替	550円	660円	330円	440円	440円
	3万円以上		現金	1,100円	1,100円	一	一	一
			振替	770円	880円	550円	660円	660円

※1. 現金…現金による振込 振替…当金庫の預金から払出した資金による振込。但し、現金と振替の合算による振込の場合は、現金の手数料が適用となります。

※2. 同一店内宛と当金庫他店宛の振込のうち給与振込については、所定の日時までに手続きいただいた場合、振込手数料が無料となります。

※3. 視覚障がい、またはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客様の場合、預金口座からの振込に限りATM振込手数料と同額といたします。

2. その他振込手数料(1件につき)

項目	基本料(月額)		振込先		振込金額	手数料
ホームバンキング	照会のみ: 無料 個人: 110円 法人: 3,300円	当金庫宛	同一店内	3万円未満	110円	
				3万円以上	220円	
			他店宛	3万円未満	110円	
				3万円以上	220円	
ファームバンキング (※1)	法人: 3,300円	当金庫宛	同一店内	3万円未満	110円	
				3万円以上	220円	
			他店宛	3万円未満	110円	
				3万円以上	220円	
		他金融機関宛	他金融機関宛	3万円未満	440円	
				3万円以上	660円	
アーンサー	通知のみ: 1,100円		照会のみ: 無料		通知・照会:	1,100円
インターネットバンキング	法人 (※1) 口座振替:無料 オンライン取引:1,100円 ファイル伝送:1,100円 全取引:2,200円	当金庫宛	同一店内	3万円未満	55円	
				3万円以上	110円	
			他店宛	3万円未満	55円	
				3万円以上	110円	
		他金融機関宛	他金融機関宛	3万円未満	440円	
				3万円以上	660円	
			同一店内	3万円未満	無料	
			他店宛	3万円未満	無料	
個人	無料	当金庫宛	同一店内	3万円未満	無料	
				3万円以上	無料	
			他店宛	3万円未満	無料	
				3万円以上	無料	
		他金融機関宛	他金融機関宛	3万円未満	220円	
				3万円以上	220円	

※オンライン取引……残高・取引履歴照会、資金移動／ファイル伝送……総合振込、給与振込、賞与振込

※1. ファイル伝送による当金庫宛て給与振込・賞与振込については、振込手数料が無料となります。

3. その他の手数料(1件につき)

送金・振込組戻料	880円
取立手形組戻料	※1 880円
取立手形店頭呈示料	880円
不渡手形返却料	※1 880円
カード・通帳・証書再発行手数料	1,100円
自己宛小切手発行手数料	550円
夜間金庫利用手数料(月額)	3,300円
残高証明書 発行手数料	当金庫所定用紙 機械処理 330円 手書処理 1,100円 当金庫所定以外の用紙 3,300円
個人情報開示手数料	1,650円
小切手帳発行手数料(50枚)	880円
手形帳発行手数料(25枚)	550円

※1. 上記金額を超える実費を要する場合にはその実費を申受けます。

(注) 残高証明書発行手数料は、預金・融資等それぞれに必要となり、また証明書発行部数により必要となります。

※2. 毁損・汚損による再発行時は不要です。

4. 代金取扱手数料(1件につき)

区分	取扱先	種類	普通扱い
松江手形 交換所内	同一店内宛	手形・小切手	無料
	当金庫他店宛	手形 ※1	220円
	他金融機関宛	小切手	無料
上記以外	他金融機関宛	手形・小切手 ※1	880円

※1. 上記金額を超える実費を要する場合にはその実費を申受けます。

5. 送金手数料(1件につき)

	普通扱い
当金庫本支店宛 ※1	440円
他金融機関宛 ※1	660円

※1. 上記金額を超える実費を要する場合にはその実費を申受けます。

6. 当金庫CD・ATMの利用手数料

取扱日	取引	取引ご利用時間	当金庫 カード(※)	その他金融機関カード				
				その他 信用金庫	山陰合同銀行	第二地方銀行 信用組合・労働金庫 イオン銀行	他 の 金融機関	ゆうちょ銀行
平 日	入 金	8:00～ 8:45	無 料	無 料	—	110円	—	220円
		8:45～18:00	無 料	無 料	—	110円	—	110円
		18:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～ 8:45	110円	110円	110円	220円	220円	220円
		8:45～18:00	無 料	無 料	110円	110円	110円	110円
		18:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
土 曜 日	入 金	8:00～ 9:00	無 料	無 料	—	110円	—	220円
		9:00～14:00	無 料	無 料	—	110円	—	110円
		14:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～ 9:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
		9:00～14:00	無 料	無 料	110円	220円	220円	110円
		14:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円
日曜祝日	入 金	8:00～21:00	無 料	110円	—	220円	—	220円
	出 金	8:00～21:00	110円	110円	110円	220円	220円	220円

※しましんDanDanカードをご契約の方、当金庫で3万円以上の給与振込をご指定の方は終日無料となります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせ下さい。

7. 融資関係手数料

事業者カードローン口座 維持手数料	期 間	6か月以下	2,750円	
		6か月超1年以下	5,500円	
		1年超	11,000円	
融資証明書発行手数料			11,000円	
不動産担保取扱手数料(住宅ローン除く)			55,000円	
不動産担保変更手数料(住宅ローン除く)			11,000円	
不動産担保解除手数料(住宅ローン除く)			11,000円	
委任状再発行手数料			5,500円	
プロバー事業性証書貸付線上返済手数料 (※1) (2019年10月1日以降契約分より)	一部線上返済	一部線上返済	55,000円	
		全部線上返済	110,000円	
賃貸用物件にかかる融資の線上返済手数料 (※2) (2019年10月1日以降契約分より)			線上返済額×1.10%	
条件変更手数料 (保証協会付除く)		返済条件変更(証書貸付のみ)	11,000円	
		保証人変更	5,500円	
		債務引受	11,000円	
公共工事金銭保証		保証書発行	1,100円	
		保証内容変更契約書発行	1,100円	
住宅ローン取扱手数料			55,000円	
住宅ローン約定変更手数料		返済条件変更	11,000円	
		固定金利再選択時	5,500円	
		変動金利適用中に固定金利へ変更時	5,500円	
住宅ローン 線上返済 手数料	一部 線上返済	変動金利型	5,500円	
		固定金利期間選択型	22,000円	
		2段階固定金利型	5,500円	
		全期間固定金利型	55,000円	
		返済額 5百万円未満	55,000円	
		5百万円以上	110,000円	
	全部 線上返済	変動金利型	33,000円	
		固定金利期間選択型	但し※3の場合 5,500円	
		2段階固定金利型		
		全期間固定金利型	55,000円	
		返済額 5百万円未満	110,000円	
「フラット35」融資手数料			融資金額×2.20%	

※1. 当金庫融資金による線上返済は除きます。また、賃貸用物件にかかる融資の線上返済は除きます。

※2. 当金庫融資金による線上返済は除きます。

※3. 次のいずれかに該当する場合 ①線上完済の金額が300万円以下

②線上完済の原資が退職金

③住宅ローン対象物件の売却に伴う線上完済

(2020年6月30日現在)

8.両替手数料

枚 数	金 額
1枚～ 100枚	無 料
101枚～ 200枚	110円
201枚～ 300枚	220円
301枚～ 400枚	330円
401枚～ 500枚	440円
501枚～ 600枚	550円
601枚～ 700枚	660円
701枚～ 800枚	770円
801枚～ 900枚	880円
901枚～1000枚	990円
1001枚～	1,100円

以後1000枚毎に550円加算となります。 (※1)

※1.例①2001枚の場合1,650円 例②3001枚の場合2,200円

※両替手数料については、営業目的でかつ定例的な両替に限らせていただきます。また、汚損した現金及び記念硬貨の交換は無料です。

また、両替のお取扱枚数は、お持込み枚数とお受取り枚数のいずれか多い方で判断させていただきます。

※(金種指定払出のお取扱枚数)

お引き出し総枚数から万円券を除いた枚数で計算いたします。ただし、万円券が新札の場合は、お取扱枚数に万円券の枚数も含みます。

また、金種指定払出を複数でお持込みの場合は合計枚数の手数料をいただきます。

※(大量硬貨入金のお取扱枚数)

ご入金される硬貨の枚数で計算いたします。

9.でんさいサービス利用手数料

手数料種別		利用手数料(月額)	
基本利用料		0円	
手数料種別		利用手数料(1件当たり)	
発生記録	債務者請求方式	330円	330円
	債権者請求方式	330円	330円
譲渡記録		330円	330円
分割譲渡記録		330円	330円
開示	通常開示	0円	220円
	特例開示	—	2,200円
	残高の開示(定例発行方式)	1,320円	1,320円
	残高の開示(都度発行方式)	—	3,300円
単独保証記録		330円	330円
変更記録	電子記録の日から起算して5営業日以内に行われる電子記録権利者による単独削除	0円	220円
	予約の取消	0円	220円
	発生記録以外の記録がされていない電子記録債権の変更記録請求の場合	330円	330円
	発生記録以外の記録がされている電子記録債権の変更記録請求の場合	—	1,100円
支払等記録(口座間送金決済以外)		330円	330円
支払不能情報照会		—	2,200円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料		—	550円
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行手数料		—	550円
特定記録機関変更記録		—	3,300円

※予め指定された決済口座から(複数ある場合には代表口座から)、当金庫所定の日(月末締め翌月25日)に自動的に引落します。

ただし、特例開示など、一部サービスの利用手数料については決済口座からの自動引落ではなく、取引店でお支払いいただきます。

※利用手数料はお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

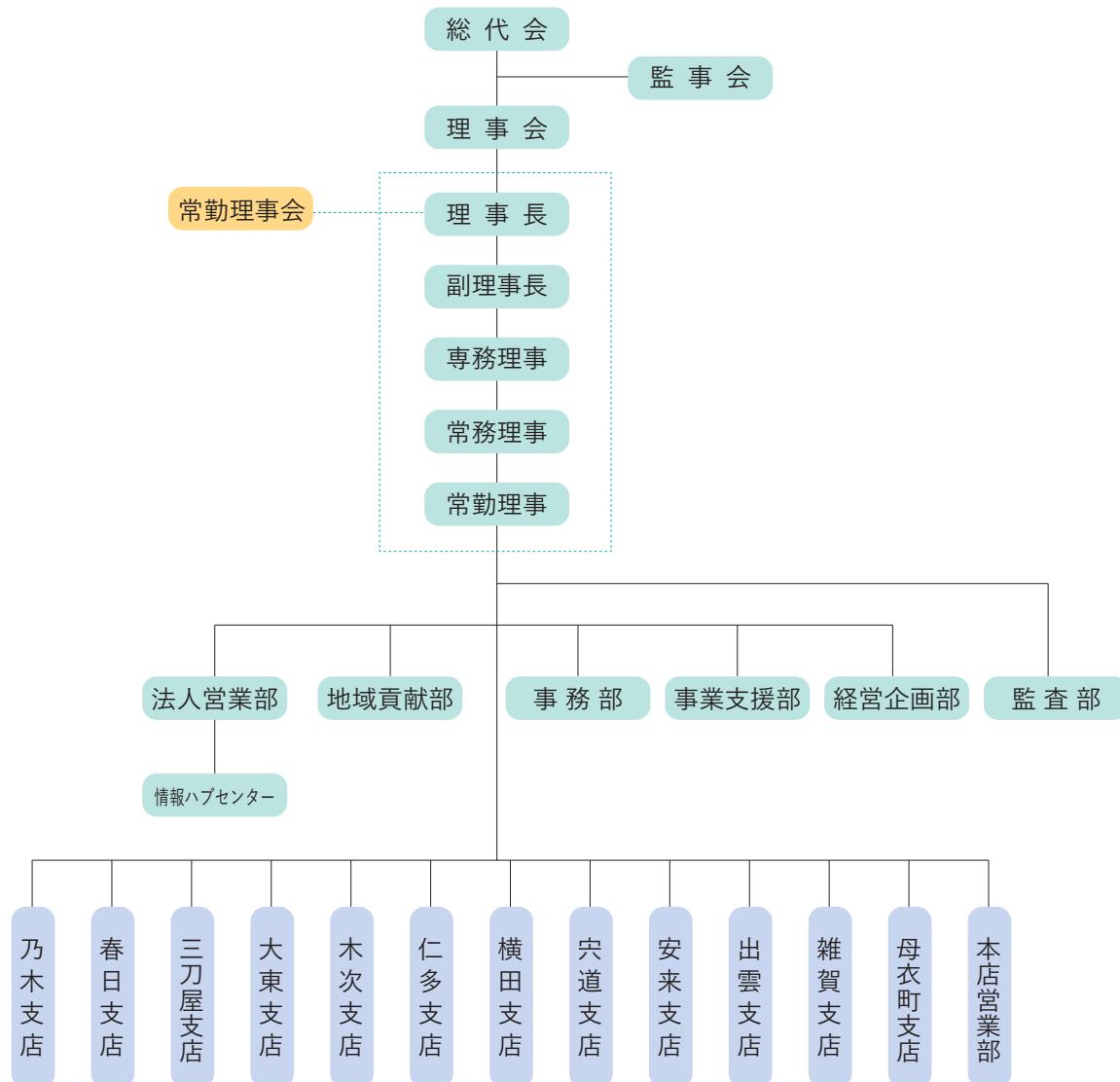
※取引内容により、上記利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税をお支払いいただく場合があります。

※上記利用手数料には消費税等相当額を含みます。

(2020年6月30日現在)

事業の組織

しまね信用金庫機構図



(2020年6月30日現在)

役員一覧

理事長	代表理事	藤原 俊樹	理事	三島 敏功(※1)	常勤監事	山田 健嗣
常務理事	代表理事	和田守裕司	理事	梅木 秀昭(※1)	監事	山下 裕國
常勤理事		久保田 徹	理事	鶴鶴 順(※1)	監事	古津 弘也(※2)
常勤理事		宮崎 健				

(※1)理事 三島敏功、梅木秀昭、鶴鶴順は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2)監事 古津弘也是、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(2020年6月26日現在)

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2020年6月30日現在)

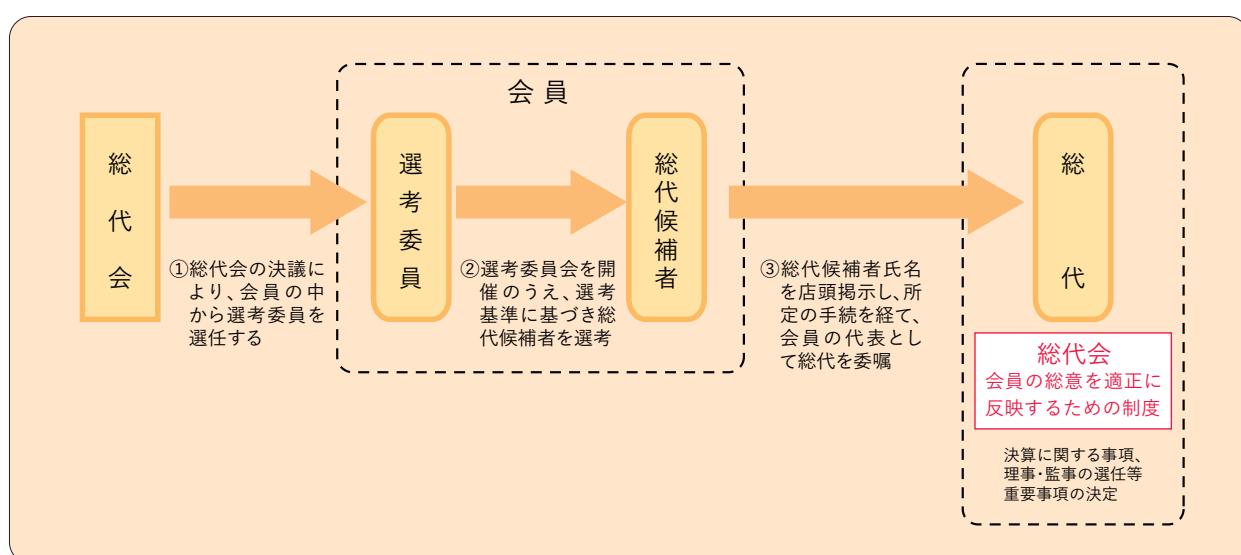
● 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



● 総代任期・定数とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、90人以上120人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
- なお、2020年3月31日現在の総代数は100人で、会員数は10,379人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

〈資格要件〉

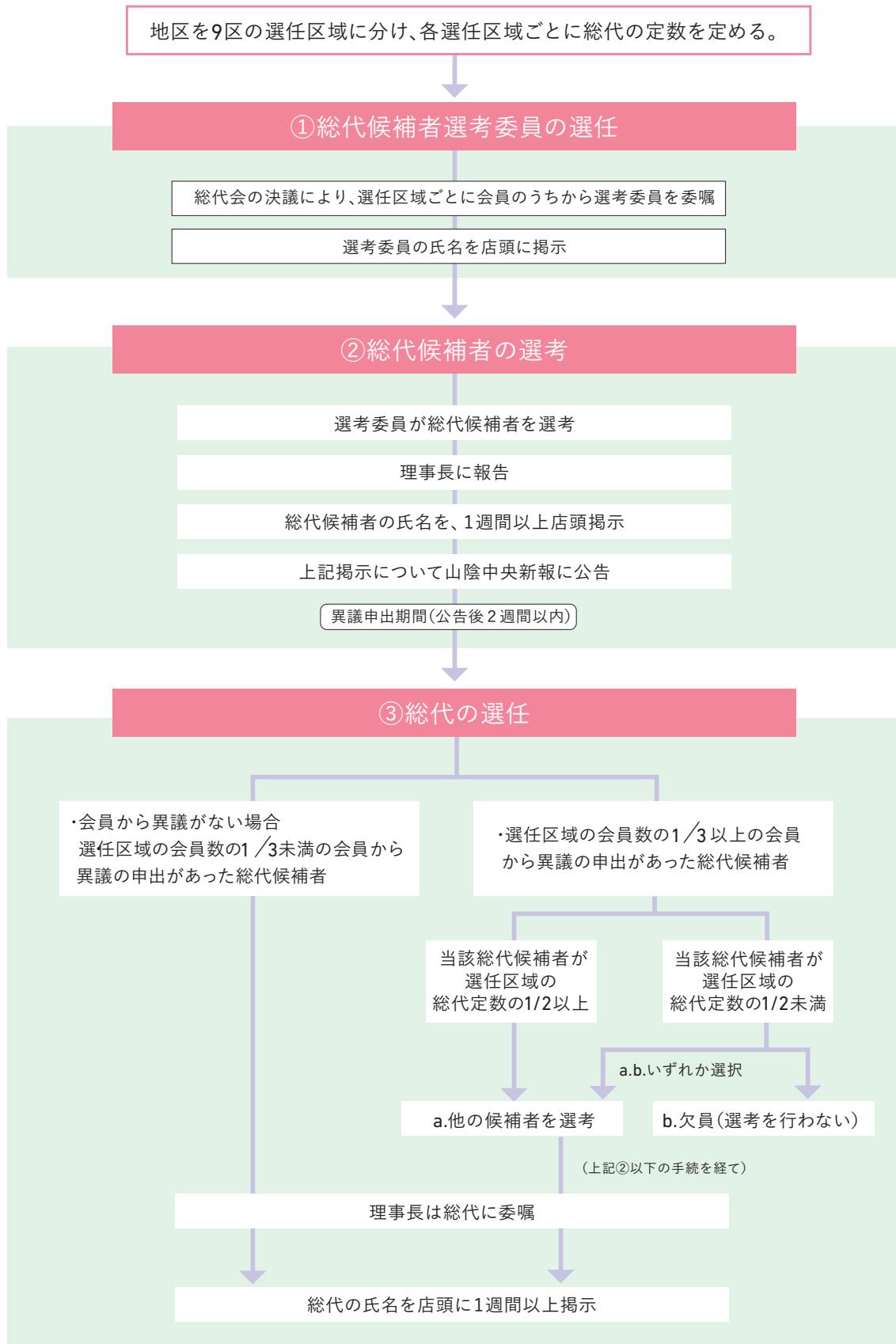
- ①当金庫の会員である方
- ②就任時点で満80歳を超えていない方

(注)総代候補者の選考基準

〈適格要件〉

- ①総代としてふさわしい見識を有している方
- ②良識をもって正しい判断ができる方
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④その他選考委員が適格と認めた方

● 総代が選任されるまでの手続について



● 第49期通常総代会の決議事項

2020年6月26日開催いたしました第49期通常総代会において、次の事項が付議され、報告並びに承認可決されました。

報告事項

第49期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 監事選任の件
- 第5号議案 退任役員に対し退職慰労金贈呈の件

● 社会的責任と地域貢献活動

選任区域	人数	氏名 (50音順・敬称略)
松江橋北地区	15	大下浩樹① 太田敦久② 金津任紀④ 川島 隆① 清原良治② 小山保広⑧ 立林 功② 永通烈志④ 名越 昇② 福島久雄⑫ 古川一雄② 松井裕幸⑤ 吉岡 実③ 米田則雄⑦ 渡部銳治②
松江橋南地区	24	安達盛二④ 安達 亨⑧ 井原道興① 稲田俊夫① 植尾佳功⑧ 上田恭己② 大多和聰宏⑦ 恩田秋人② 川本喜紀⑤ 菅野 紘⑥ 古志勝俊⑦ 古志史彦⑤ 小松昭夫⑬ 坂田健一② 庄司尚史④ 高木秀人④ 中林秀雄⑧ 平塚 治⑨ 三成浩巳② 宮廻康夫③ 宮本健一③ 安來弘喜① 山口研二⑧ 渡部彰夫⑥
出雲地区	10	阿川嘉明⑤ 大田和人⑤ 岡本克己② 川上好正② 高橋厚夫⑪ 立元 厚① 檜垣成実⑧ 松井修一② 宮本 享⑨ 森山健司①
安来地区	6	赤井耕太郎④ 木下 聰⑥ 澤田光男① 島田禎春② 田辺 潔⑨ 富田裕樹⑨
宍道地区	5	安部 廣⑥ 飯塙康紀④ 伊藤隆庸⑩ 仲田雅美⑥ 本常建治⑤
仁多地区	13	安部正教⑦ 安部光敏① 糸賀寿夫⑥ 大谷誠二③ 川角邦生① 田村明男⑨ 千原祥道⑫ 塔村勇治⑤ 中林賢治② 中村勝好⑨ 福間久八③ 松原光男⑤ 渡部一夫⑧
木次地区	11	江角 謙② 奥井一徳④ 周藤浩二① 周藤吉朗④ 田中浩二⑥ 難波安生⑦ 西村和広③ 野津朗利③ 藤原弘志⑥ 本田 繁① 渡部伸二③
大東地区	7	植田耕志⑦ 恩田 肇② 木村昭憲⑤ 小山繁樹⑧ 鳥谷昌平① 中島新吾① 藤原 勇⑦
飯石地区	9	伊藤 隆③ 後藤浩二③ 崎山 肇② 炭谷 明⑤ 都間正隆④ 中澤豊和④ 中村節夫④ 松尾 透② 明見榮次①

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2020年6月26日現在)

<総代の属性別構成比>

職業別	年代別	業種別
法人代表者等 94.0%	70歳代～ 43.0%	建設業 28.0%
個人事業主 5.0%	60歳代 34.0%	卸・小売業 26.0%
個人 1.0%	50歳代 19.0%	製造業 12.0%
	40歳代 3.0%	飲食店・宿泊業 8.0%
	30歳代 1.0%	不動産業 8.0%
		サービス業 7.0%
		病院・医療 4.0%
		学校 2.0%
		運輸業 1.0%
		保険業 1.0%
		製材業 1.0%
		警備業 1.0%
		その他 1.0%

● 店舗・キャッシュサービスコーナー一覧

店舗名
住所／電話
キャッシュサービスご利用時間
ICカード対応／通帳縦越機能／視覚障がい者対応

■ 松江市



本店営業部

松江市御手船町557-4 (0852)23-2500

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

母衣町支店

松江市母衣町81 (0852)21-3388

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

雑賀支店

松江市本郷町3-19 (0852)21-3134

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

春日支店

松江市春日町635-2 (0852)21-7733

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

乃木支店

松江市上乃木4丁目33-6 (0852)26-4361

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

宍道支店

松江市宍道町昭和98 (0852)66-0736

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

■ 出雲市



出雲支店

出雲市姫原2丁目3-4 (0853)21-3001

8:00～21:00

IC	○	通帳	○	視覚	○
----	---	----	---	----	---

■ 安来市



安来支店

安来市安来町1111-11 (0854)22-3741

8:00～21:00

IC	○	通帳		視覚	
----	---	----	--	----	--

■ 雲南市



本次支店

雲南市木次町里方30-3 (0854)42-0855

8:00～21:00

IC	<input type="radio"/>	通帳	<input type="radio"/>	視覚	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

大東支店

雲南市大東町大東966-1 (0854)43-2063

8:00～21:00

IC	<input type="radio"/>	通帳	<input type="radio"/>	視覚	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

三刀屋支店

雲南市三刀屋町三刀屋324-4 (0854)45-2514

8:00～21:00

IC	<input type="radio"/>	通帳	<input type="radio"/>	視覚	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

■ 仁多郡



横田支店

仁多郡奥出雲町横田894-1 (0854)52-0112

8:00～21:00

IC	<input type="radio"/>	通帳	<input type="radio"/>	視覚	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

仁多支店

仁多郡奥出雲町三成325-12 (0854)54-1072

8:00～21:00

IC	<input type="radio"/>	通帳	<input type="radio"/>	視覚	<input type="radio"/>
----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------

■ 店外キャッシュサービスコーナー

イオン松江店出張所
松江市東朝日町151
(平日)9:00～21:00
(土・日・祝)9:00～20:00
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>

みしまや学園店出張所
松江市学園2丁目34-6
(平日)9:00～21:00
(土)9:00～21:00
(日・祝)9:00～19:00
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>

みしまや田和山店出張所
松江市田和山町41
(平日)9:00～21:00
(土)9:00～21:00
(日・祝)9:00～19:00
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>

みしまや三刀屋店出張所
雲南市三刀屋町三刀屋73-33
(平日)9:00～21:00
(土)9:00～21:00
(日・祝)9:00～19:00
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>

頓原出張所
飯石郡飯南町頓原2231
(平日)9:00～19:00
(土・日・祝)9:00～17:00
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>

■ その他

移動ATM車『縁 - YUKARI - 』
(平日)運行場所により異なります。
(土・日・祝)運休
IC <input type="radio"/> 通帳 <input type="radio"/> 視覚 <input type="radio"/>



しましんのあゆみ

大正	13年	5月	木次信用組合設立、昭和27年6月木次信用金庫に改組、昭和30年5月雲南信用金庫に名称変更		平成	13年	4月	住宅ローン長期火災保険取扱開始
	15年	10月	松江信用組合設立、昭和26年10月松江信用金庫に改組			10月	10月	住宅ローン債務返済支援保険取扱開始
昭和	39年	5月	三刀屋支店新築移転		平成	14年	3月	しましん木次信友会結成
	41年	10月	横田支店新築移転			10月	個人年金保険「しんきんらいふ年金」取扱開始	
	44年	11月	しましん木次青友会結成			15年	9月	しんきん新インターネットバンキング取扱開始
	46年	5月	旧雲南信用金庫本店(現木次支店)新築移転			16年	1月	マルチペイメントネットワーク(MPN)取扱開始
		10月	松江信用金庫と雲南信用金庫が対等合併、しまね信用金庫に改称			3月	しんきんビジネスマッチングサービス取扱開始	
			初代理事長柴田午郎就任			10月	さんいんネットサービス(山陰7信金と山陰合銀ATMのネット利用料無料)取扱開始	
	47年	7月	環境衛生金融公庫の代理業務取扱開始			17年	1月	第4代理事長 中井敏夫就任
	48年	1月	住宅金融公庫の代理業務取扱開始			1月	決済用普通預金取扱開始	
	49年	3月	しましん大東青友会結成			1月	印鑑照会システム導入	
		7月	宍道信交会結成			12月	しましん住宅ローン「フラット35」の取扱開始	
		9月	しましん横田青友会結成			12月	「個人向け国債」の募集開始	
	50年	10月	年金福祉事業団の代理業務取扱開始			18年	1月	ATM業態間提携による相互入金業務の取扱開始
		12月	全国しんきん保証(株)の代理業務取扱開始			7月	他金庫キャッシュカードによるATM振込の取扱開始	
		12月	(財)住宅融資保証協会の代理業務取扱開始			19年	4月	退職金専用定期預金取扱開始
	51年	6月	大東支店新築移転			10月	出雲東支店を出雲東出張所に名称変更	
	52年	5月	安来支店新築移転			20年	4月	「医療保険」「がん保険」取扱開始
		6月	しましん仁多青友会結成			9月	出雲支店を今市町から姫原2丁目へ新築移転	
		11月	しましん三刀屋青友会結成			21年	10月	「学資保険」取扱開始
	53年	12月	西日本建設業保証(株)の代理業務取扱開始			11月	出雲東出張所を廃止	
	54年	2月	全国銀行内国為替制度へ加盟			12月	金融円滑化休日相談窓口を開設	
		4月	第2代理事長 古瀬芳就任			22年	3月	山陰6信用金庫合同「第1回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
	55年	3月	(社)全国市街地再開発協会の代理業務取扱開始			7月	出雲駅前出張所を廃止	
		5月	しましん頓原青友会結成			23年	7月	「終身保険」取扱開始
	57年	1月	建設業、清酒製造業、林業退職共済組合の代理業務取扱開始			10月	山陰6信用金庫合同「第2回山陰しんきんビジネスフェア」を開催	
		6月	春日支店開設			12月	頓原支店を閉店し木次支店へ統合	
		12月	日銀松江支店と当座預金取引開始			12月	頓原出張所(キャッシュコーナー)開設	
	58年	10月	国債等の窓口販売業務取扱開始			24年	1月	第5代理事長 石川茂夫就任
	59年	2月	「日本銀行歳入代理店」事務取扱開始			9月	頓原出張所(キャッシュコーナー)移転	
	60年	12月	出雲東支店開設			25年	3月	島根県と県内3信金・信金中金による「産業振興等に関する包括協定書」を締結しました。
	63年	3月	仁多支店新築開店			10月	雑賀支店移転	
		10月	第3次オンラインスタート			11月	山陰6信用金庫合同「第3回山陰しんきんビジネスフェア」を開催	
平成	元年	11月	宍道支店新築移転開店		平成	26年	5月	松江市と包括的業務協定を締結しました。
	2年	7月	都銀、地銀とのCD提携開始			5月	創立90周年記念式典の開催	
		7月	母衣町支店移転開店茶町支店廃止、母衣町支店茶町出張所開店			7月	VISA一体型「しましんDanDanカード」の取扱開始	
		11月	乃木支店開店			10月	山陰6信用金庫合同「第4回山陰しんきんビジネスフェア」を開催	
		11月	サンデーバンキング開始			27年	10月	営業地区を島根県全域および鳥取県米子市(旧淀江町を除く)、境港市に変更しました。
	3年	8月	両替商業務取扱開始			28年	10月	山陰6信用金庫合同「第5回山陰しんきんビジネスフェア」を開催
	6年	1月	第3代理事長伊藤泰嗣就任			12月	投資信託業務の開始	
	8年	2月	ポスト3次オンライン(第1ステップ)開始			29年	7月	横田支店を新築移転
	9年	4月	インターネットにホームページを開設			12月	移動ATM車「縁-YUKARI-」の運行開始	
		12月	休日のATM入金の取扱開始					
	10年	10月	頓原出張所支店昇格					
	11年	10月	新本店の竣工式					
		11月	新本店で営業開始					

財務資料

- 41 単体財務諸表
- 47 主要な事業の状況
- 47 会員数・出資金および職員の状況
- 47 主要な業務の状況を示す指標
- 49 預金に関する指標
- 49 貸出金等に関する指標
- 50 有価証券に関する指標
- 51 リスク管理債権
- 53 自己資本の充実の状況等
- 60 役員報酬に関する事項
- 61 有価証券の評価損益
- 62 退職給付に関する事項

単体財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

【資産の部】

科 目	第48期 2018年度	第49期 2019年度
現 金	1,315	1,730
預け金	14,638	15,207
買入金銭債権	162	122
有価証券	32,632	30,035
国債	3,128	226
地方債	4,645	4,283
社債	10,885	11,707
株式	277	167
その他の証券	13,695	13,650
貸出金	57,703	64,038
割引手形	59	51
手形貸付	1,336	2,244
証書貸付	48,236	53,206
当座貸越	8,070	8,535
その他資産	642	602
未決済為替貸	23	16
信金中金出資金	410	410
未収収益	142	109
その他の資産	66	66
有形固定資産	1,895	1,896
建物	815	841
土地	969	969
リース資産	63	51
建設仮勘定	3	－
その他の有形固定資産	43	33
無形固定資産	7	7
ソフトウェア	2	3
その他の無形固定資産	4	4
繰延税金資産	－	119
債務保証見返	417	568
貸倒引当金	△ 473	△ 743
(うち個別貸倒引当金)	(△ 441)	(△ 625)
資産の部合計	108,942	113,584

【負債の部】

科 目	第48期 2018年度	第49期 2019年度
預金積金	97,433	102,505
当座預金	1,097	1,192
普通預金	32,079	33,670
貯蓄預金	132	125
通知預金	101	101
定期預金	61,824	64,346
定期積金	2,021	2,039
その他の預金	178	1,030
借用金	2,934	2,694
借入金	2,934	2,694
その他負債	283	274
未決済為替借	37	22
未払費用	74	92
給付補填備金	0	0
未払法人税等	48	50
前受収益	26	32
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	0	0
職員預り金	12	11
リース債務	63	51
資産除去債務	5	5
その他の負債	15	9
賞与引当金	57	58
退職給付引当金	28	31
役員退職慰労引当金	43	53
その他の引当金	61	85
繰延税金負債	61	－
再評価に係る繰延税金負債	121	121
債務保証	417	568
負債の部合計	101,443	106,393
【純資産の部】		
出資金	418	418
普通出資金	418	418
利益剰余金	6,097	6,187
利益準備金	431	431
その他利益剰余金	5,665	5,755
特別積立金	5,307	5,507
(体質強化積立金)	(4,260)	(4,460)
当期末処分剰余金	358	248
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	6,516	6,605
その他有価証券評価差額金	710	312
土地再評価差額金	272	272
評価・換算差額等合計	982	584
純資産の部合計	7,498	7,190
負債及び純資産の部合計	108,942	113,584

(注)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行なっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～50年
その他 3年～20年
- 4.自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
- 6.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 8.賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により算出した額を(発生の翌事業年度から)費用処理
当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(自平成31年3月1日至平成31年3月31日) 0.0666%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金13百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.睡眠預金払戻損失引当金(その他の引当金)は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 12.偶発損失引当金(その他の引当金)は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

439百万円

15.有形固定資産の減価償却累計額

1,492百万円

16.貸出金のうち、破綻先債権額217百万円、延滞債権額は1,685百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17.貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は10百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18.破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,913百万円であります。

なお、16.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は51百万円であります。

20.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 110百万円

預け金 3,403百万円

現金 0百万円

担保資産に応する債務

預金 205百万円

借用金 2,694百万円

上記のほか、為替決済等の担保として預け金2,500百万円を差入れております。

また、その他の資産のうち保証金は63百万円であります。

21.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日:平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法:土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額442百万円

22.出資1口当たりの純資産額858円94銭

23.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか事業支援部により行われ、また、定期的に審査会やローンレビュー会議を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、総合リスク管理会議によって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合リスク管理会議において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで総合リスク管理会議に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替により元本が変動する資産、負債を保有しております。また、有価証券については、利息が為替により変動するパワーリバースデュアルカレンサー債を保有しており、為替の変動が収益に与える影響を計測し、定期的に総合リスク管理会議へ報告しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理会議の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これら的情報は経営企画部を通じ、総合リスク管理会議において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,093百万円です。

なお、当金庫では、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較するバックテストを実施し、VaRの計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、過去では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金	1,730	1,730	-
(2)預け金	15,207	15,277	69
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	1,200	1,260	60
その他有価証券	28,731	28,731	-
(4)貸出金(*1)	64,038		
貸倒引当金(*2)	△ 743		
	63,294	65,577	2,283
金融資産計	110,163	112,577	2,413
(1)預金積金	102,505	102,588	83
(2)借用金	2,694	2,772	78
金融負債計	105,199	105,361	161

(*1)貸出金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から27.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 純継続先債権、実質破継続先債権及び破継続先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP)で割り引いた額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表上額
非上場株式(*1)	60
組合出資金(*2)	43
合 計	103

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	600	711	111
	小計	600	711	111
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	600	548	△51
	小計	600	548	△51
合計		1,200	1,260	60

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	13,957	13,279	678
	国債	226	203	22
	地方債	4,283	3,996	286
	社債	9,448	9,078	369
	その他	5,455	5,118	336
小計		19,412	18,397	1,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	167	225	△57
	債券	2,259	2,300	△41
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,259	2,300	△41
	その他	6,995	7,472	△476
小計		9,422	9,998	△575
合計		28,835	28,395	440

26.当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
株式	116	5	4
債券	3,074	141	0
国債	2,863	135	—
地方債	205	6	—
社債	4	—	0
その他	1,994	32	26
合計	5,186	180	30

27.その他有価証券及び満期保有目的の債券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、9百万円(うち、株式9百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末における時価が帳簿価格の50%を下回った場合であります。

28.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,509百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,235百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

29.緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産

貸倒引当金	150百万円
固定資産(減価償却)	23
賞与引当金	17
役員退職慰労引当金	15
未払事業税	5
その他の引当金	24
その他	44
緑延税金資産小計	281
評価性引当額	△33
緑延税金資産合計	247
緑延税金負債	
その他有価証券評価差額金	127
その他	0
緑延税金負債合計	128
緑延税金資産の純額	119

30.追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定しますが、政府の緊急経済対策を踏まえた資金繰り支援等により、当金庫の貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定を置いており、こうした仮定のもと貸倒引当金を計上しております。なお、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルスの感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増加する可能性があります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第48期 2018年度	第49期 2019年度
経常収益	1,649,940	1,891,786
資金運用収益	1,485,989	1,604,139
貸出金利息	974,070	1,007,461
預け金利息	47,935	30,886
有価証券利息配当金	453,229	554,695
その他の受入利息	10,754	11,096
役務取引等収益	88,060	91,790
受入為替手数料	39,036	39,909
その他の役務収益	49,023	51,881
その他業務収益	21,347	178,226
国債等債券売却益	10,497	168,590
その他の業務収益	10,849	9,635
その他経常収益	54,544	17,630
貸倒引当金戻入益	25,898	—
株式等売却益	27,671	17,162
その他の経常収益	973	467
経常費用	1,426,133	1,718,072
資金調達費用	85,571	93,003
預金利息	70,768	79,492
給付補填備金繰入額	311	257
借用金利息	14,417	13,198
その他の支払利息	74	55
役務取引等費用	106,364	108,904
支払為替手数料	17,736	17,455
その他の役務費用	88,628	91,449
その他業務費用	46,204	35,567
国債等債券売却損	9	14
国債等債券償還損	45,910	34,549
その他の業務費用	284	1,003
経費	1,156,113	1,153,740
人件費	708,010	714,387
物件費	429,426	425,582
税金	18,676	13,770
その他経常費用	31,878	326,855
貸倒引当金繰入額	—	280,090
貸出金償却	—	1,666
株式等売却損	11,274	4,935
株式等償却	—	9,615
その他の経常費用	20,603	30,546
経常利益	223,807	173,713
特別損失	2,362	6,468
固定資産処分損	2,362	6,468
税引前当期純利益	221,444	167,244
法人税、住民税及び事業税	79,066	87,394
法人税等調整額	△ 19,958	△ 18,297
当期純利益	162,335	98,147
前期繰越金	196,366	150,323
当期末処分剰余金	358,702	248,471

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益11円72銭。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第48期 2018年度	第49期 2019年度
当期末処分剰余金	358,702,105	248,471,480
剰余金処分額	208,378,369	108,373,894
普通出資に対する配当金	(年2.0%の割) 8,378,369	(年2.0%の割) 8,373,894
特別積立金	200,000,000	100,000,000
(体質強化積立金)	(200,000,000)	(100,000,000)
次期繰越金	150,323,736	140,097,586

監査法人による外部監査について

2018年度及び2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は
信用金庫法第38条の2の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を
受けております。

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る 内部監査の有効性の確認について

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」
といふ。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月26日

しまね信用金庫

理 事 長 石 川 茂 夫

主要な事業の状況

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	千円	1,687,623	1,646,841	1,779,906	1,649,940	1,891,786
経常利益	千円	236,672	250,372	300,340	223,807	173,713
当期純利益	千円	151,872	181,622	228,451	162,335	98,147
出資総額	百万円	419	419	419	418	418
出資総口数	百万口	8	8	8	8	8
純資産額	百万円	7,170	6,914	6,930	7,498	7,190
総資産額	百万円	95,309	102,401	106,215	108,525	113,015
預金積金残高	百万円	84,798	88,712	92,303	97,433	102,505
貸出金残高	百万円	50,662	52,579	56,567	57,703	64,038
有価証券残高	百万円	27,222	29,301	31,770	32,632	30,035
単体自己資本比率	%	15.17	13.70	12.43	11.79	11.18
出資に対する配当金(出資1口当たり)	円	2	1.5	1.5	1	1
役員数	人	12	12	11	10	10
うち常勤役員数	人	6	6	5	5	5
職員数	人	118	116	113	108	115

(注)1.「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適當かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 総資産額は債務保証見返を除いております。

会員数・出資金および職員の状況

会員数・出資金

	単位	2018年度	2019年度
会員数	人	10,413	10,379
出資金	百万円	418	418
出資配当率	%	2.0	2.0

職員の状況

	単位	2018年度	2019年度
職員総数	人	108	115
うち男性	人	63	66
うち女性	人	45	49
平均年齢	歳	40.1	39.1
平均勤続年数	年	13.2	13.3

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資金運用収支	1,400,417	1,511,135
資金運用収益	1,485,989	1,604,139
資金調達費用	85,571	93,003
役務取引等収支	△ 18,304	△ 17,113
役務取引等収益	88,060	91,790
役務取引等費用	106,364	108,904
その他の業務収支	△ 24,857	142,658
その他業務収益	21,347	178,226
その他業務費用	46,204	35,567
業務粗利益	1,357,255	1,636,679
業務粗利益率	1.32%	1.52%

(注)業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業務純益		396,754
実質業務純益		482,939
コア業務純益		348,912
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)		265,602

(注)1.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみを開示しております。

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	102,445	107,664	1,485,989	1,604,139	1.45	1.48
	うち貸出金	55,430	59,789	974,070	1,007,461	1.75
	うち預け金	14,899	15,878	47,935	30,886	0.32
	うち有価証券	31,602	31,447	453,229	554,695	1.43
資金調達勘定	98,449	103,946	85,571	93,003	0.08	0.08
	うち預金積金	95,226	101,093	71,079	79,750	0.07
	うち借用金	3,207	2,842	14,417	13,198	0.44
(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度4百万円、2019年度9百万円)を控除して表示しております。						

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	46,893	△ 51,804	△ 4,911	71,221	52,449	123,670
	うち貸出金	18,919	△ 17,288	1,631	69,994	△ 36,604
	うち預け金	△ 1,485	1,697	212	△ 20,484	△ 17,068
	うち有価証券	29,431	△ 42,067	△ 12,636	△ 2,217	103,683
支払利息	3,138	△ 9,573	△ 6,435	2,785	4,655	7,440
	うち預金積金	3,962	△ 9,345	△ 5,383	4,508	4,162
	うち借用金	△ 820	△ 221	△ 1,041	△ 1,718	499
(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については按分しております。						

利益率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.21	0.15
総資産当期純利益率	0.15	0.08

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

利鞘

(単位:%)

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.45	1.48
資金調達原価率	1.26	1.19
総資金利鞘	0.19	0.29

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	90	31	—	90
	2019年度	31	117	—	31
個別貸倒引当金	2018年度	442	441	34	408
	2019年度	441	625	9	432
合 計	2018年度	533	473	34	499
	2019年度	473	743	9	463
					743

貸出金償却

(単位:千円)

2018年度	—
2019年度	1,666

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	31,584	32,306
うち有利息預金	27,812	28,833
定期性預金	63,472	68,611
うち固定金利定期預金	63,418	68,565
うち変動金利定期預金	54	46
その他	170	175
計	95,226	101,093
譲渡性預金	—	—
合 計	95,226	101,093

定期預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
定期預金	61,824	64,346
うち固定金利定期預金	61,769	64,302
うち変動金利定期預金	54	44
その他	—	—

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が
変動する定期預金

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
手形貸付	1,558	1,828
証書貸付	47,951	50,679
当座貸越	5,871	7,237
割引手形	49	43
合 計	55,430	59,789

貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	57,703	64,038
変動金利	13,638	15,567
固定金利	44,063	48,469

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	25,952	45.0%	31,108	48.6%
運転資金	31,751	55.0%	32,929	51.4%
合 計	57,703	100.0%	64,038	100.0%

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	262	256
有価証券	20	17
動産	—	—
不動産	8,802	10,224
その他	—	—
計	9,085	10,498
信用保証協会・信用保険	7,979	7,953
保証	14,177	15,308
信用	26,461	30,277
合 計	57,703	64,038

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	74	36
その他	—	—
計	74	36
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	207	280
信用	135	251
合 計	417	568

預貸率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
期末預貸率	59.22	62.47
期中平均預貸率	58.20	59.14

(注)預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	99	1,847	3.2	95	1,934	3.0
農業、林業	23	285	0.5	24	280	0.4
漁業	2	19	0.0	2	18	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	482	0.8	1	458	0.7
建設業	223	4,466	7.7	221	4,797	7.5
電気・ガス・熱供給・水道業	10	343	0.6	10	312	0.5
情報通信業	7	209	0.4	7	781	1.2
運輸業、郵便業	24	1,632	2.8	25	1,545	2.4
卸売業、小売業	214	5,315	9.2	211	5,947	9.3
金融業、保険業	16	2,948	5.1	17	3,075	4.8
不動産業	103	7,783	13.5	113	8,748	13.7
物品貯蔵業	4	1,126	2.0	4	1,002	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	14	49	0.1	14	44	0.1
宿泊業	12	202	0.4	13	181	0.3
飲食業	110	975	1.7	123	1,226	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	53	408	0.7	55	1,045	1.6
教育、学習支援業	6	677	1.2	8	678	1.1
医療、福祉	27	2,271	3.9	30	2,397	3.7
その他のサービス	140	3,548	6.2	148	4,158	6.5
小計	1,088	34,595	60.0	1,121	38,633	60.3
地方公共団体	8	11,681	20.2	8	12,634	19.7
個人	5,263	11,426	19.8	5,080	12,770	20.0
合計	6,359	57,703	100.0	6,209	64,038	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券に関する指標

預証率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
期末預証率	33.49	29.30
期中平均預証率	33.18	31.10

(注)預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	2,937	2,494
地方債	4,381	4,183
短期社債	—	—
社債	10,214	10,941
株式	358	277
外国証券	7,959	8,118
投資信託	5,601	5,285
その他の証券	150	145
合計	31,602	31,447

有価証券残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
国債	3,128	226
地方債	4,645	4,283
短期社債	—	—
社債	10,885	11,707
株式	277	167
外国証券	8,059	8,858
投資信託	5,469	4,635
その他の証券	167	156
合計	32,632	30,035

有価証券の残存期間別残高

■2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	103	2,081	225	599	118	—	3,128
地方債	100	—	537	837	332	2,837	—	4,645
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	306	931	1,173	2,502	5,245	724	10,885
株式	—	—	—	—	—	—	277	277
外国証券	—	211	106	312	407	7,021	—	8,059
その他の証券	179	419	203	856	1,578	114	2,283	5,636

■2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	—	—	110	—	115	—	226
地方債	—	327	207	842	1,307	1,597	—	4,283
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	100	1,020	512	956	2,710	5,593	814	11,707
株式	—	—	—	—	—	—	167	167
外国証券	100	208	100	407	389	6,694	957	8,858
その他の証券	25	304	429	234	1,314	304	2,179	4,792

リスク管理債権

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	2018年度	37	0	37	100.00
	2019年度	217	2	214	99.54
延滞債権	2018年度	1,640	1,236	404	100.00
	2019年度	1,685	1,273	411	99.94
3ヶ月以上延滞債権	2018年度	1	0	—	100.00
	2019年度	10	10	—	93.05
貸出条件緩和債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
合 計	2018年度	1,680	1,236	441	99.82
	2019年度	1,913	1,287	625	99.96

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等に による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
金融再生法上の不良債権	2018年度	1,680	1,677	1,236	441	99.82	99.32
	2019年度	1,913	1,913	1,287	625	99.96	99.84
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2018年度	309	309	186	123	100.00	100.00
	2019年度	500	500	189	311	100.00	100.00
危険債権	2018年度	1,368	1,368	1,050	318	100.00	100.00
	2019年度	1,402	1,402	1,087	315	100.00	100.00
要管理債権	2018年度	1	0	0	0	0.00	0.00
	2019年度	10	10	10	0	93.05	0.00
正常債権		2018年度	56,495				
		2019年度	62,724				
合 計		2018年度	58,176				
		2019年度	64,638				

(注)

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

定性的開示事項

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、会員の皆様からお預かりしている(普通)出資金のほか、当金庫が積立てているものがあります。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性は十分確保されています。

また、内包する各リスク(信用リスク、金利リスク、オペレーションルリスク)は自己資本で十分対処できるものと考えております。

今後は、年度ごとの事業目標を着実にクリアし利益を積上げることにより自己資本をさらに充実させたいと考えています。

■信用リスクに関する項目

《リスク管理の方針及び手続きの概要》

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、中小・零細事業者への融資を基本とし、小口多数によるリスク分散を図るとともに、特定業種、特定先に対する与信限度額を設定するなど信用リスクの軽減に努めています。

信用リスクは、厳格な自己査定と信用格付による債務者区分別、格付ランク別に評価するとともに、大口融資先や問題債権についてはローンレビュー会議等で取組方針を検討しリスクの抑制に努めています。

信用リスク管理では、与信審査・与信管理・問題債権管理・自己査定を各担当部署で行っており、管理状況は定期的に総合リスク管理会議に報告し協議・検討するほか必要に応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

《リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関》

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポート・ジャマーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める規程、取扱要領に従い適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等する場合があります。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める規程、取扱要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券関連取引のうち投資信託において、資産の効率的な運用に資するため外国為替関連取引等の派生商品取引が生じております。投資信託については、有価証券運用基準における投資方針の中で一定の投資枠内での取引に限定しており、派生商品取引のリスクは限定的です。

■証券化エクスポート・ジャマーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

■オペレーションル・リスクに関する事項

《リスク管理の方針及び手続の概要》

当金庫はオペレーションル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、オペレーションル・リスクの総合管理部署を設置し管理するほかコンプライアンス委員会、総合リスク管理会議において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

《オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称》

当金庫は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び時価が一定割合下落したときの損失額をリスク量として把握するとともに、運用状況やリスクの状況について、定期的に総合リスク管理会議に報告し協議・検討するほか必要に応じ理事会に報告する態勢を整備しております。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める規程、要領などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適正なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) 金利リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVA 、 $100BPV$ 、 VaR を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、 ΔNII やNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、総合リスク管理会議での決定後、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

金利リスクの計測は毎月末を基準として月次で行っております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

デリバティブ取引(国債先物や金利スワップ取引等)などによる金利削減取引は行っておりません。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA 及び ΔNII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 · 1.25年

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 · 5年

(c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

· 流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しております。コア預金に割当てられない流動性預金は残存年数は0年と考えております。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

· 固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

· 通貨別に算出した金利リスクの正値を単純合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関は考慮しておりません。

(f) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

· 割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta EVA/\Delta NII$ 計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、 ΔEVA 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

· コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しております。

(h) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

· ΔEVA 、 ΔNII の計算は再評価法で計測しております。再評価法とはイールドカーブ変化前後の経済価値や利息収入を計算し、その差額を金利リスクとする方法です。

(2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(a) 金利ショックに関する説明

· $100BPV$ 及び $200BPV$ の採用、 VaR の採用

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA 及び ΔNII と大きく異なる点)

· VaR を用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。 VaR では金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。将来収益の測定では5年間までの ΔNII 、NIIを用いております。なお、 VaR は統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されております。当金庫では、バックテストの実施や $100BPV$ 等をストレステストとして用いることでこのような VaR の問題点を解決しております。

定量的開示事項

■自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,507	6,597
うち、出資金及び資本剰余金の額	418	418
うち、利益剰余金の額	6,097	6,187
うち、外部流出予定額(△)	8	8
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	31	117
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	31	117
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	70	70
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,610	6,786
コア資本に係る基礎項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除く。)の額の合計額	7	7
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7	7
繰延税金資産(一時差異に係るもの除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるのを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7	7
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,602	6,778
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,385	57,890
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,085	△ 1,234
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△ 1,478	△ 1,627
うち、上記以外に該当するものの額	393	393
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,584	2,715
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	55,970	60,605
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	11.79%	11.18%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	53,385	2,135	57,890	2,315
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,046	2,081	56,620	2,264
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	80	3	80	3
我が国の政府関係機関向け	122	4	122	4
地方三公社向け	205	8	289	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,561	182	4,432	177
法人等向け	18,900	756	21,179	847
中小企業等向け及び個人向け	8,548	341	9,271	370
抵当権付住宅ローン	850	34	984	39
不動産取得等事業向け	5,416	216	5,824	232
3ヶ月以上延滞等	95	3	136	5
取立未済手形	4	0	3	0
信用保証協会等による保証付	497	19	509	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	446	17	253	10
出資等のエクスポージャー	446	17	253	10
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	12,315	492	13,529	541
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,465	338	8,431	337
信用金庫連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	508	20	508	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	3,341	133	4,589	183
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分 非STC要件適用分	— —	— —	— —
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	2,424	96	2,503	100
ルック・スルー方式	2,424	96	2,503	100
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	393	15	393	15
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,478	△ 59	△ 1,627	△ 65
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央精算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,584	103	2,715	108
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	55,970	2,238	60,605	2,424

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

◎信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞エクspoージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティップ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティップ取引			
地域区分	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	96,748	99,153	58,176	64,638	17,633	15,579	—	—	217	229
国外	7,880	7,994	—	—	7,880	7,994	—	—	—	—
地域別合計	104,629	107,148	58,176	64,638	25,514	23,574	—	—	217	229
製造業	2,328	3,326	1,968	2,204	200	1,000	—	—	2	2
農業、林業	306	300	306	300	—	—	—	—	—	—
漁業	85	81	85	81	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	482	458	482	458	—	—	—	—	—	—
建設業	4,962	5,246	4,962	5,246	—	—	—	—	42	43
電気・ガス・熱供給・水道業	1,050	1,118	352	320	698	798	—	—	—	—
情報通信業	780	1,413	211	784	400	500	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,091	2,992	1,651	1,550	1,421	1,419	—	—	—	—
卸売業、小売業	6,292	7,065	5,672	6,465	600	600	—	—	22	23
金融業、保険業	29,802	29,622	3,011	3,131	12,121	12,234	—	—	—	—
不動産業	10,695	11,536	7,961	8,867	2,610	2,610	—	—	24	28
物品賃貸業	1,127	1,003	1,126	1,002	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	75	66	75	66	—	—	—	—	—	—
宿泊業	211	188	211	188	—	—	—	—	—	8
飲食業	1,167	1,498	1,167	1,498	—	—	—	—	0	6
生活関連サービス業、娯楽業	637	1,296	637	1,296	—	—	—	—	29	40
教育、学習支援業	705	700	705	700	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,532	2,708	2,319	2,497	213	211	—	—	—	—
その他のサービス	3,630	4,276	3,628	4,274	—	—	—	—	2	2
国・地方公共団体等	19,545	18,413	11,707	12,641	7,249	4,200	—	—	—	—
個人	9,932	11,063	9,932	11,063	—	—	—	—	92	76
その他	5,182	2,769	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	104,629	107,148	58,176	64,638	25,514	23,574	—	—	217	229
1年以下	17,746	18,144	10,287	12,156	99	200	—	—	—	—
1年超3年以下	9,232	9,964	5,828	5,229	601	1,521	—	—	—	—
3年超5年以下	8,271	6,705	4,735	5,905	3,523	800	—	—	—	—
5年超7年以下	8,440	7,440	5,944	5,091	2,428	2,223	—	—	—	—
7年超10年以下	13,233	15,217	9,083	11,062	3,550	4,155	—	—	—	—
10年超	37,854	40,511	22,144	25,038	14,610	13,873	—	—	—	—
期間の定めのないもの	9,848	9,160	153	154	700	800	—	—	—	—
残存期間別合計	104,629	107,148	58,176	64,638	25,514	23,574	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティップ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には現金、未決済為替貸などがあります。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◎一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	90	31	—	90
	2019年度	31	117	—	117
個別貸倒引当金	2018年度	442	441	34	408
	2019年度	441	625	9	432
合 計	2018年度	533	473	34	499
	2019年度	473	743	9	463

◎業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額			期末残高				
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	60	33	33	33	26	—	34	33	33	33	—	—
農林、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	46	73	73	46	8	—	38	73	73	46	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	37	35	35	209	—	—	37	35	35	209	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	15	17	17	5	—	—	15	17	17	5	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4	—	—
飲食業	5	5	5	58	—	—	5	5	5	58	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	17	16	16	16	—	—	17	16	16	16	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	179	180	180	185	—	—	179	180	180	185	—	—
その他のサービス	20	21	21	12	—	2	20	19	21	12	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	60	57	57	54	0	6	60	51	57	54	—	1
合 計	442	441	441	625	34	9	408	432	441	625	—	1

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

◎リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額						
	2018年度		2019年度				
	格付により 区分されたもの	格付以外により 区分されたもの	格付により 区分されたもの	格付以外により 区分されたもの	格付により 区分されたもの		
0%	—	21,587	—	—	20,855		
10%	—	7,605	—	—	7,602		
20%	300	24,409	400	—	24,993		
35%	—	2,442	—	—	2,825		
50%	3,669	88	4,522	—	81		
75%	—	10,740	—	—	10,973		
100%	2,885	28,533	2,884	—	29,651		
150%	—	64	—	—	54		
200%	—	—	—	—	—		
250%	1,473	827	1,400	—	900		
1250%	—	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—	—		
合 計	104,629			107,148			

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれおりません。

■信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	ポートフォリオ	279	272	8,250	9,395	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	
		カレントエクスポートジャーワイ	カレントエクスポートジャーワイ
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポートジャーワイ	カレントエクスポートジャーワイ	カレントエクスポートジャーワイ
グロス再構築コストの額	—	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—	—
	2018年度	2019年度	
		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
①派生商品取引合計	63	—	11
外国為替関連取引	63	—	11
金利関連取引	—	—	—
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	2	—	0
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—
合 計	63	—	11
		2018年度	
担保の種類別の額	—	—	—
	2018年度	2019年度	
		プロテクションの購入	プロテクションの提供
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—
		2018年度	
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っておりま。

■証券化エクスポートジャーワイに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

■出資等エクスポートジャーワイに関する事項

◎貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	470	470	263	263
非上場株式等	518	—	514	—
合 計	989	470	777	263

◎出資等エクスポートジャーワイの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	29	37
売却損	11	4
償却	—	9

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

◎貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	△ 1	△ 57

◎貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,170	5,420
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式を(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,009	4,345	192	△
2	下方パラレルシフト	0	0	3	△
3	ステイプル化	3,259	3,562	△	△
4	フラット化	△	△	△	△
5	短期金利上昇	△	△	△	△
6	短期金利低下	△	△	△	△
7	最大値	4,009	4,345	192	△
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		6,778		6,602	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期間末分のみを開示しております。

役員報酬に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を内規で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円) (注)1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中退任者および期中に理事を退任し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は「基本報酬」56百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2019年度において対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

有価証券の評価損益

売買目的有価証券

該当ありません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	500	569	69	600	711	111
	小計	500	569	69	600	711	111
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	800	729	△ 70	600	548	△ 51
	小計	800	729	△ 70	600	548	△ 51
合計		1,300	1,298	△ 1	1,200	1,260	60

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19	18	1	—	—	—
	債券	18,560	17,534	1,025	13,957	13,279	678
	国債	3,128	2,932	195	226	203	22
	地方債	4,645	4,316	329	4,283	3,996	286
	社債	10,785	10,285	500	9,448	9,078	369
	その他	6,204	5,858	345	5,455	5,118	336
	小計	24,783	23,411	1,372	19,412	18,397	1,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	197	231	△ 34	167	225	△ 57
	債券	99	100	0	2,259	2,300	△ 41
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	99	100	0	2,259	2,300	△ 41
	その他	6,144	6,481	△ 337	6,995	7,472	△ 476
	小計	6,440	6,813	△ 372	9,422	9,998	△ 575
合計		31,224	30,224	1,000	28,835	28,935	440

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

		2018年度		2019年度	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人株式		—	—	—	—
その他有価証券	非上場株式	60	60	60	60
	投資事業組合出資金	47	47	43	43

金銭の信託

該当ありません

第102条第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、デリバティブ取引等）

該当ありません

退職給付に関する事項

退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企業年金制度を採用しております。

また、複数事業主（信用金庫等）により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

退職給付債務に関する事項

区分	金額	
	2018年度	2019年度
退職給付債務(A)	363,262	353,179
年金資産(B)	327,298	290,861
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	7,009	30,912
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	28,954	31,405

退職給付費用に関する事項

区分	金額	
	2018年度	2019年度
勤務費用(A)	25,721	25,576
利息費用(B)	—	—
期待運用収益(C)	△ 6,807	△ 6,545
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	4,016	1,443
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	22,930	20,474

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要	
	2018年度	2019年度
(1)割引率	0.0%	0.0%
(2)長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
(3)退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	5年	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	5年	

開示項目

信用金庫法第89条に基づく記載事項

1. 金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	33
②理事・監事の氏名及び役職名	33
③事務所の名称及び所在地	37~38
④総代会制度	34~36
2. 金庫の主要な事業の内容	23
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	7
(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況	
●経常収益・経常利益・当期純利益	47
●出資額及び出資総口数	47
●純資産額・総資産額	47
●預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	47
●単体自己資本比率	47
●出資に対する配当金	47
●職員数	47
(3)直近の2事業年度における事業の概況	
①主要な業務の状況を示す指標	
●業務粗利益及び業務粗利益率	47
●資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	47
●資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	48
●受取利息及び支払利息の増減	48
●総資産経常利益率・総資産当期純利益率	48
②預金に関する指標	
●流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	49
●固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	49
③貸出金等に関する指標	
●手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	49
●固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49
●担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産・保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	49
●使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	49
●業種別貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	50
●預貸率の期末値及び期中平均値	50
④有価証券に関する指標	
●商品有価証券の種類別の平均残高	50
●デリバティブ取引	62
●有価証券の残存期間別の残高	51
●有価証券の種類別の平均残高	50
●金融先物・有価証券先物・オプション取引の状況	62
●預証率の期末値及び期中平均値	50

4. 金庫の事業の運営に関する事項

①リスク管理の体制	19
②法令遵守の体制	21
③金融ADR制度への対応	20
④内部管理基本方針	20

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	41~46
●監査法人による外部監査	46
●財務諸表の適正性、内部監査の有効性	46
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	51
②延滞債権に該当する貸出金	51
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	51
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
(3)自己資本の充実の状況	
●定性的開示事項	53~54
●定量的開示事項	55~60
(4)有価証券、金銭の信託に関する価格及び評価損益	61
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
(6)貸出金償却の額	48

6. 金融再生法開示債権額

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	52
(2)危険債権	52
(3)要管理債権	52
(4)正常債権	52

7. 役員報酬に関する事項

その他の記載事項

●経営方針	3
●営業地区一覧	3~37~38
●第5次中期計画2018	4
●トピックス	5~6
●個人情報保護宣言	20
●顧客保護等管理方針	21
●反社会的勢力に対する基本方針	21
●利益相反管理方針の概要	22
●金融商品に係る勧誘方針	22
●社会的責任に対する考え方	9
●地域金融円滑化のための基本方針	12
●地域経済活性化への取組み	13~18
●商品・サービスの内容	23~29
●手数料一覧	30~32
●キャッシュサービスコーナー一覧	37~38
●あゆみ	39
●退職給付に関する事項	62



松江市御手船場町557-4 TEL(0852)23-5505(代)
[ホームページアドレス] <http://www.shimane-shinkin.co.jp/>